

はじめに

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な年金で、農業者に広く門戸が開かれた制度です。農業委員会組織とJAグループが、政府に働きかけて1970年（昭和45年）に創設され、2001年（平成13年）に現在の制度（新制度）となりました。さらに、令和2年・3年に制度改正が行われました。

①35歳未満で、政策支援加入に該当しない方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられ、②加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられる（国民年金に任意加入している方が対象）等、農業者の豊かな老後を支える農業者年金は、経済社会情勢が変化の中で、一段と魅力が増しています。しかし、その魅力は農業者に伝えられなければ生かすことはできません。そして、この伝える役割を果たせるのは、その地域にお住まいで、農業者年金の加入推進にあたる方々だけです。

本書は、農業者年金の魅力を、農業者の方々へ十分に伝えられるよう、農業者年金の仕組みや勧める上での留意点、歴史等を盛り込んでいます。本書を手にとられた方はぜひ、ご自分の地域の農業者の顔を思い浮かべながら、もう一度、農業者年金の特徴を確認し、その中から最も魅力的と思えるポイントをつかみ取ってくださるようお願いします。

農業者年金制度は、農業委員会組織、JAグループをはじめ関係機関・団体が一丸となって取り組んだ結果、新制度の加入者は累計で13万8千人を突破しています。こうした中、2023年度からは第5期中期目標を新たに掲げ、若い農業者や女性農業者に重点を置いた取り組みをこれまで以上に進めていくことになりました。また、全国約24万人の農業者の老後を支える約615億円の年金をお支払いしています。（令和7年3月現在）

本書は、独立行政法人農業者年金基金、一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人全国農業協同組合中央会からなる「農業者年金加入推進テキスト編集委員会」が都道府県農業会議等の協力を得てまとめたものです。加入推進の最前線で奮闘している農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局およびJA関係者等の研修用テキストとして広く活用いただければ幸いです。

令和7年4月

独立行政法人農業者年金基金
一般社団法人全国農業会議所
一般社団法人全国農業協同組合中央会

第1部 農業者年金制度の誕生と制度改革

1 「農業者年金制度」誕生の背景と趣旨	4
2 「制度改革」への取り組み	5
3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴う 「独立行政法人農業者年金基金法」の改正	7

第2部 農業者年金制度の概要とその特徴

1 農業者にとって農業者年金加入は必須	10
1) 長寿社会がますます進行	10
2) 農業者年金は年金制度の「2階」部分	10
3) 老後生活を考えると国民年金だけでは不足	11
4) 老後生活の安定には農業者年金への夫婦加入が必要	12
5) 農業者年金の受取見込額はどのくらい?	14
6) スマートフォン(スマホ)でシミュレーターを使って簡単に年金受給額試算	16
2 農業者年金の特徴とメリット	20
1) 農業者なら広く加入できる	20
2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い	24
3) 通常加入の場合、保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1万円)から6万7千円の間で自由に決められる	26
4) 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある	27
5) 税制面の優遇措置が大きい	31
6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある	34
【資料】農業者年金の新制度と旧制度の対比(主要点)	40
農業者年金に関する重要事項のご案内	41
3 農業者年金と他の年金制度(2階部分)の比較(まとめ)	44
4 農業者年金の資産運用の特徴	48
1) 被保険者・待期者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用	48
2) 受給権者の年金資産は国内債券で運用	50
3) 資産運用がマイナスになった場合のマイナス分を補う仕組み	50
4) 毎年の積立・運用状況を加入者に通知	50

第3部 加入推進活動

1 若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動	54
2 農業者年金を知っていただく取り組みが重要	55
3 農業委員会とJAは加入推進・各種事務の窓口	58
4 加入推進の重点的対象	59
5 加入推進活動の流れ	60
6 現場におけるQ&A	67
7 各地における加入推進語録(事例)	69
8 加入者の声	70
9 受給者の声	72
10 農業者年金広域推進協力員が説く農業者年金の魅力(農業者年金基金・理事長との対談から)	74

第1部

農業者年金制度の 誕生と制度改革

1 「農業者年金制度」誕生の背景と趣旨

農業委員会組織・JAグループの大運動が原動力に

- 戦後、わが国の年金制度は、サラリーマンと農業者には大きな格差がありました。
- 経済成長を背景にした1961年（昭和36年）制定の農業基本法では、農工間（農業者と他産業従事者）の格差是正が課題になりました。
- 農業委員会組織を中心として、「農民にも恩給を」、「サラリーマン並みの年金を」のスローガンを掲げ、約350万人の署名、農業委員ら約1万人の要請大会等の大運動を展開しました。
- JAグループも全中（全国農業協同組合中央会）に「農民年金推進専門委員会」を設置し、政府・政党への申し入れ等を行ってきました。
- こうした経過を経て、1970年（昭和45年）に農業者年金制度が創設されました。



2 「制度改革」への取り組み

平成13年の制度改革の背景とポイント

(1) 5年ごとの財政再計算と保険料の改定

旧制度の農業者年金は、年金の将来にわたる給付額の見通しとそれを賄うために必要な保険料と国費の額を5年ごとに計算（財政再計算）し、加入者が負担すべき保険料の額を決めていました（5年ごとの財政再計算と保険料の改定）。

(2) 平成13年の制度改革の背景

経営移譲年金は国費で賄われているものの、農業者老齢年金は賦課方式（現役世代が高齢者世代を支える世代間扶養の仕組み）となっていたため、少子高齢化と担い手の減少、経営移譲率の低下が年々進行していたことを背景に、現役世代が負担する保険料の額が次第に増加していきました。

(3) 賦課方式（世代間扶養方式）から積立方式へ

平成12年には、月額約2万円の保険料を4.3万円に、さらには5万円以上に引き上げなければならないことが明らかとなりました。このような保険料の増加は、現役世代の負担の限界を超えるものであり、現役世代やこれからの若い農業者のための年金として、賦課方式から積立方式に切り替えることが強く求められました。

- 平成11年に、政府や与党において農業者年金制度の在り方を検討する研究会や委員会が設けられ、農業委員会組織とJAグループ、農業者年金加入者・受給者組織が一体となって、

- ① 新しい基本法のもとで農業者年金を再構築し継続すること
- ② 若い世代にも安心と希望が持てる年金の仕組みとすること
- ③ 加入者・受給者等の信頼と理解が得られる措置を講じること

を基本に組織をあげた運動を展開しました。

- 新制度を積立方式にする場合、旧制度の受給者の農業者老齢年金の財源がなくなりますので、それを誰が負担するかが問題になりました。最終的には、将来にわたって国費（国民負担）で負担することとし、併せて旧制度の経営移譲年金の受給者等にも一定の負担（給付の減額）を求めることとなりました。その一定の負担については、9.8%のカットとすることで政治的な調整がなされました。

(4) 「制度改革」のポイント

- ① 農業者年金を少子高齢化や農業構造の変化等にも対応できる安定した制度へ再構築するため、新制度は、現役世代（加入者）が将来受け取る保険料を自らのために積み立てる方式に転換
- ② 政策年金としての国費投入は、給付時補助から積立時補助に転換
- ③ 旧制度の加入者・受給者の年金は、将来にわたって全額を国庫負担で支給

■ 「制度改革」に伴う旧制度分の年金等についての主な調整措置

- ① 農業者老齢年金のみの受給者は引き下げなし。受給者は、国庫負担分の経営移譲年金額を平均9.8%引き下げる
- ② 加入者・待期者は、以下の措置を講じる
 - ア 経営移譲年金については、45歳以上（平成14年1月1日現在）の者に給付することとし、旧制度の受給要件、支給停止要件等を適用する
 - イ 農業者老齢年金については、いかなる世代においても掛け損が生じないように年金単価を引き上げた上で、さらに65歳の受給開始までの年数分、年率1.5%で引き上げた単価とする
 - ウ 特例配偶者加入については、保険料納付済期間の3分の1を加算する
 - エ 脱退を希望する場合は、納付済保険料総額の80%の特例脱退一時金を支給する

大きな役割を果たした約30年間の旧制度の総括

旧制度の農業者年金は、30年の間に農家の老後生活の安定、農地の細分化防止など大きな役割を果たしました。

〈1971年（昭和46年）から2000年（平成12年）3月末の実績〉

- ① 農業者年金の受給者は、累計で約98万人、年金総額は約3兆8千億円（うち国費が約1兆9千億円）

…… 戦中・戦後に苦勞された世代の農業者の老後生活の安定に寄与
- ② 30歳代前半を中心とした後継者に約87万件の経営移譲

…… 農村社会に生前の経営継承を定着させ、農業経営の若返りに寄与
- ③ 約157万haの農地が細分化されずに後継者に継承され、約15万haの農地が第三者に移譲

…… 農地の細分化防止と経営規模の拡大に寄与

3

年金制度の機能強化のための
国民年金法等の一部改正に伴う
「独立行政法人農業者年金基金法」の改正

令和2年・3年の制度改革の背景と概要

(1) 令和2年・3年の制度改革の背景

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入要件の見直し等の措置を講ずることを目的として、国民年金法、厚生年金保険法及び独立行政法人農業者年金基金法等の関係法を一括して改正する「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が令和2年5月29日に可決・成立し、6月5日に公布されました。

また、年金給付に係る原資額及びその運用期間を十分に確保し得る若い農業者が農業者年金に加入しやすいようにするため、特例保険料の適用の対象とならない方の保険料の納付下限額を1万円とすることとし、令和3年6月25日に「独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令」が公布され、独立行政法人農業者年金基金法施行令が一部改正されました。

(2) 令和2年の農業者年金制度の改正概要

① 受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日から）

ア 農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

従前の制度では、原則として、65歳に達したときから年金を受給することとなっていたが、令和4年4月1日以降は、その上限を75歳に引き上げるとともに、65歳以上75歳未満の間は、加入者の判断により年金の受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになりました。

イ 特例付加年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

特例付加年金を受給するための要件を満たした上で、年金の受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになりました。

なお、特例付加年金については、経営継承が受給要件とされていることから、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

② 加入可能年齢の引き上げ（令和4年5月1日から）

従前の制度では、農業者年金に加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方でしたが、令和4年5月1日以降は、加入可能年齢が65歳まで引き上げられました。

ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。

国民年金の任意加入者とは

国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

(3) 令和3年の農業者年金制度の改正概要

● 保険料納付下限額の引き下げ（令和4年1月1日から）

農業者年金の保険料の納付下限額は一律2万円でしたが、認定農業者に該当しない等一定の要件*を満たす方（政策支援加入の対象とならない方）については、35歳に達する前月分まで1万円に引き下げられました。

【※一定の要件】

次の①～⑤のいずれにも該当しない者

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

第2部

農業者年金制度の 概要とその特徴

1 農業者にとって 農業者年金加入は必須

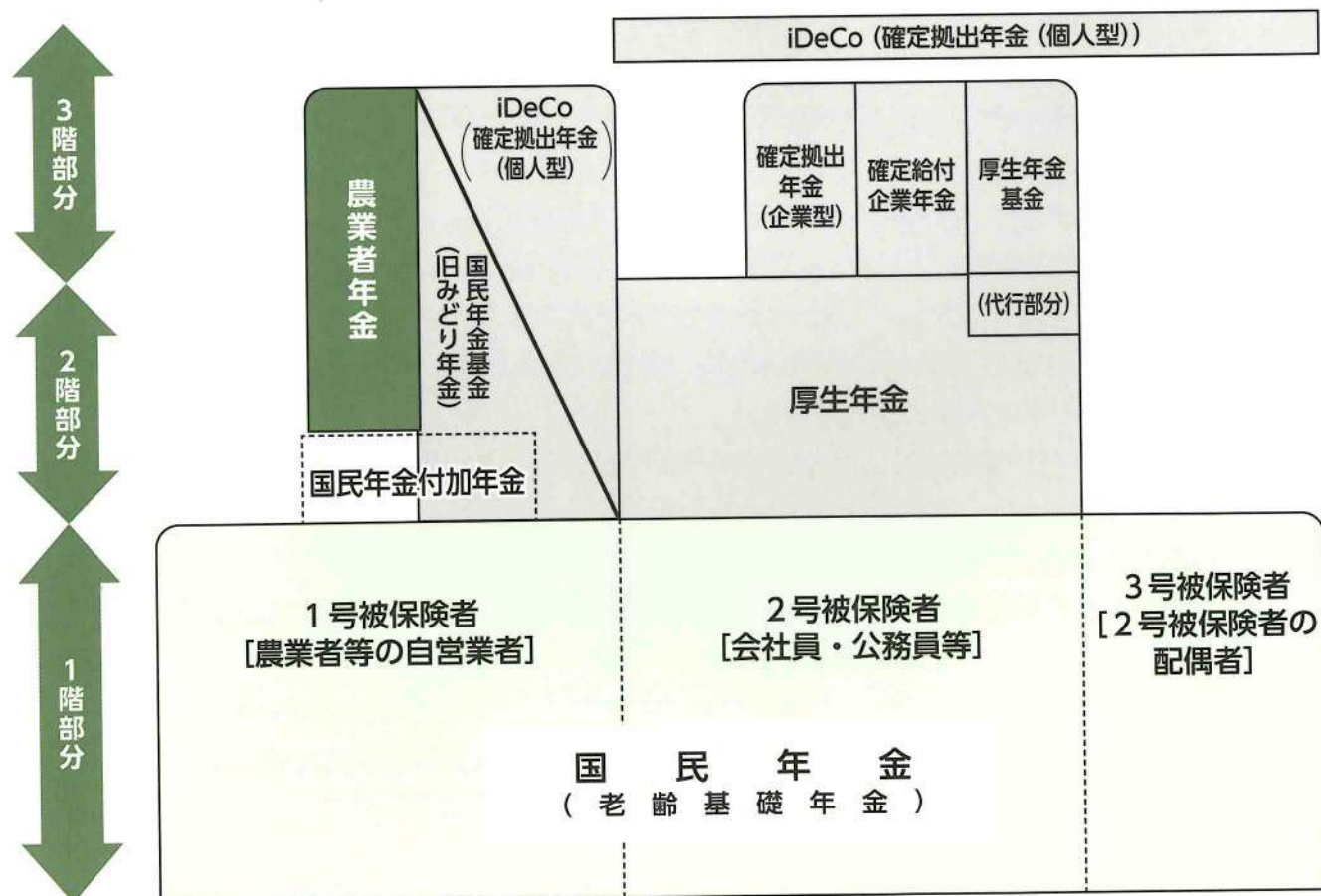
1) 長寿社会がますます進行

平均寿命・平均余命が男女とも伸びており、年金の必要性・重要性は増えています。

	農業者年金 創設時(1970年) の平均寿命	2023年の 平均寿命	平均余命を 加えた年齢 (65歳の場合)	死亡率の改善を見込んだ 農業者の平均余命 を加えた年齢 (65歳の場合)	健康寿命
男 性	約70歳	約81歳	約85歳	約87歳	約73歳
女 性	約75歳	約87歳	約89歳	約92歳	約75歳

※「平均余命」は、ある年齢の人がその後何年生きられるかという平均的な期待値。「平均寿命」は、0歳時における平均余命。「健康寿命」は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

2) 農業者年金は年金制度の「2階」部分



※公的年金が2階建てであることを分かりやすくするため、一部情報を簡略化しています。

■ 農業者年金は、家族経営を中心とした農家の皆さんが加入する「2階」部分の年金であり、終身年金で社会保険料控除がある等、メリットが多く安定した制度です。

● 会社員・公務員は、勤務していれば、自動的に2階部分の厚生年金まで加入していますが、第1号被保険者である農業者の方は、上乘せ年金に自ら加入しなければ、1階部分の国民年金のみとなります。

● また、自営業者の方々には、国民年金基金という2階部分の年金があり、終身保障の仕組みが設けられています。なお、旧みどり年金は、国民年金基金に統合されています。

■ 農業者年金に加入される方は、国民年金付加年金への加入義務があります。(12頁参照)

3) 老後生活を考えると国民年金だけでは不足

■ 高齢農家の現金支出月額約24万円に対し、月額10万円程度不足

高齢農家の現金支出は令和5年時の推計で、月額約25万1千円、年額では約301万円です。(令和5年総務省家計調査 夫婦高齢者無職世帯を基に推計)

国民年金の年金額(令和7年度)は1人月額約6万9千円、夫婦2人月額約13.8万円、年額約166万円です。このため、国民年金だけでは月額10万円程度不足します。

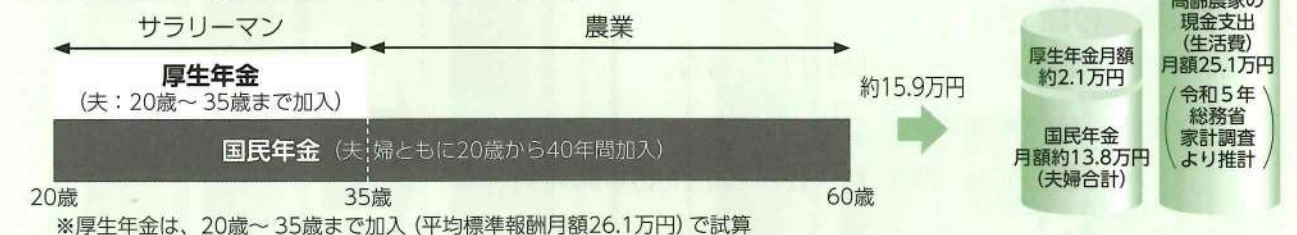
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで40年間支払った場合)

■ 会社員の場合

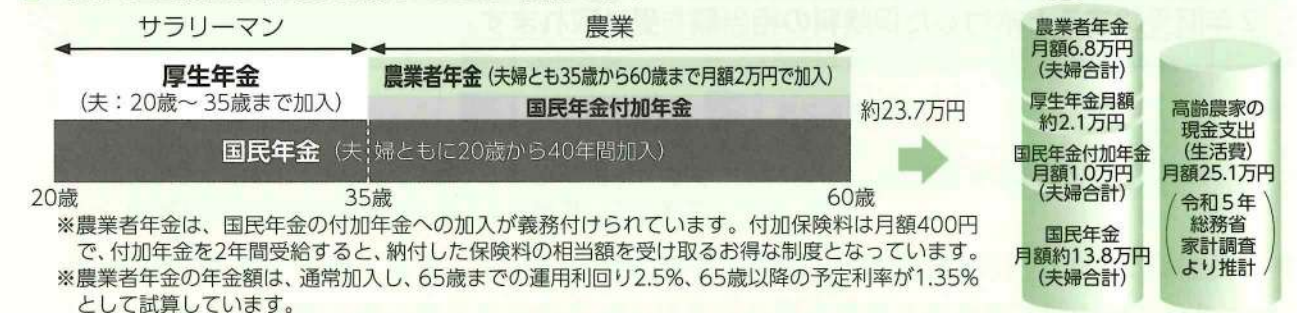
夫婦2人 月額約23.3万円、年額約279万円(厚生年金加入の会社員のモデルケース)

(夫が会社勤めで40年厚生年金に加入、妻は専業主婦で夫に扶養されている配偶者(第3号被保険者)として40年加入の場合)

■ 脱サラ後に農業を始めた場合、サラリーマン時代の厚生年金のみでは老後の生活費を賄うことはできません。



■ 脱サラ後、農業を始めると同時に夫婦で農業者年金に加入することで十分な老後の生活費を賄うことが可能です。

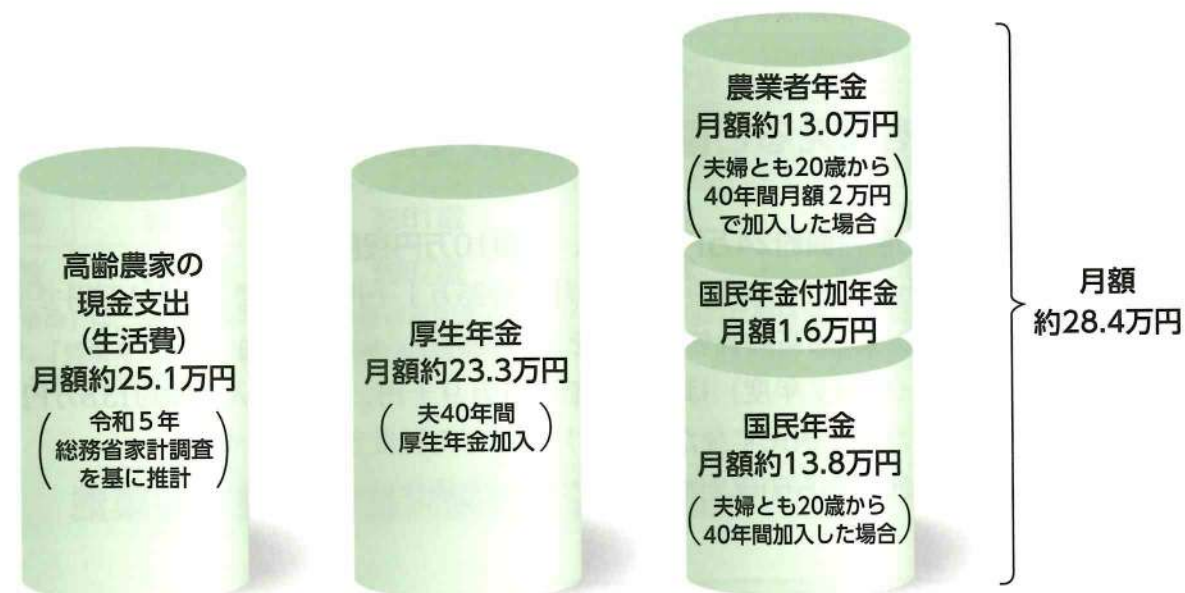


※農業者年金は、国民年金の付加年金への加入が義務付けられています。付加保険料は月額400円で、付加年金を2年間受給すると、納付した保険料の相当額を受け取るお得な制度となっています。※農業者年金の年金額は、通常加入し、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%として試算しています。

4) 老後生活の安定には農業者年金への夫婦加入が必要

■ 20歳から60歳まで40年間の保険料が夫婦それぞれ月2万円の場合(試算)

夫婦2人加入により農業者年金が月額約13.0万円(試算)となり、国民年金が月額約13.8万円と国民年金付加年金が月額約1.6万円を足して約28.4万円と、老後生活に必要な現金支出をまかなえる水準となります。会社員家庭と同水準の年金確保には、夫婦での農業者年金への加入が必要です。



※農業者年金の年金額は、通常加入で、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%として試算しています

■ 農業者年金に加入するためには、国民年金の付加年金への加入が必要です。付加年金は国民年金の上乗せになります。

◎付加年金の額(例)

付加保険料を40年間、480か月納付した場合、

ア 支払う付加保険料の総額
月額400円×480か月＝192,000円(40年間の納付額)

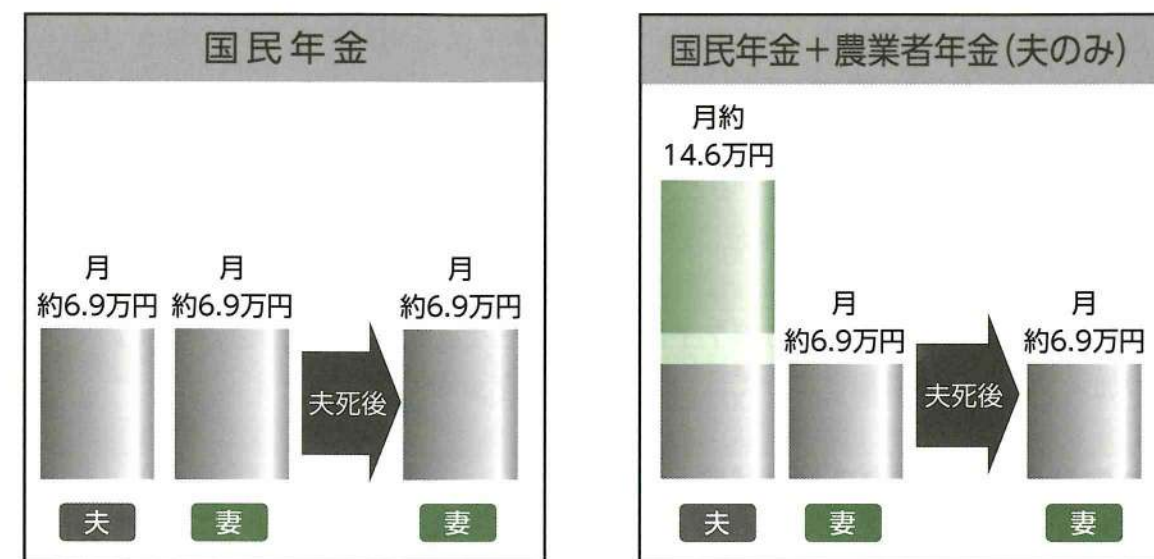
イ 受け取る付加年金(年額)
200円×480か月＝96,000円(1年間の受給額)

2年間受給すると納付した保険料の相当額を受け取れます。

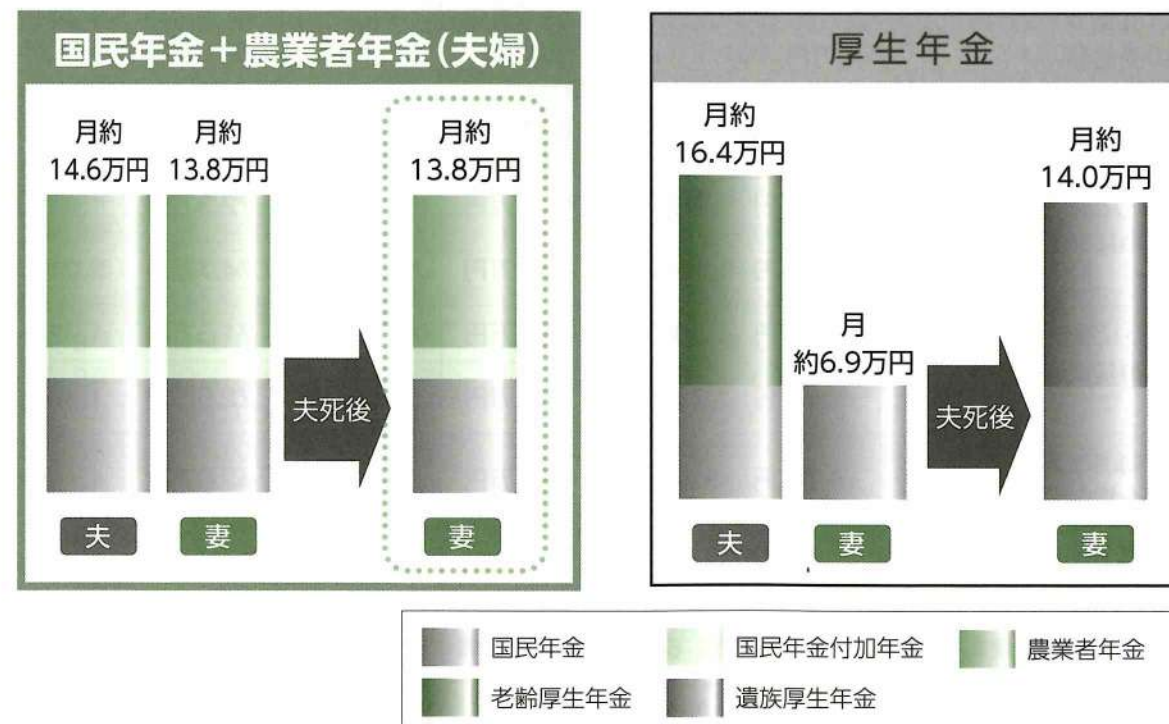
ご主人が亡くなった後の配偶者の年金を考えると?

一般的に女性は男性よりも長生きします。ご主人が早く亡くなった場合、国民年金には厚生年金の遺族年金のような仕組みはありませんので、夫婦で農業者年金に加入することが極めて重要です。

■ 夫が87歳で亡くなった場合のケース



上記のように、夫婦が国民年金のみ、あるいは、夫だけが農業者年金に入っていたケースの妻の年金は、月額約6万9千円だけとなってしまいます。



※農業者年金の年金額は、20歳から40年間月額2万円で通常加入し、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%として試算しています。

一方、夫婦で農業者年金に加入していた場合の妻の年金は、月額約13.8万円となり、会社員の夫が亡くなった場合の専業主婦の厚生年金のモデルにおける妻の受取り年金額と同水準となります。

5) 農業者年金の受取見込額はどのくらい？

- 農業者年金は、自らの保険料や国庫補助金とその運用益により事後的に年金額が決まる確定拠出型の年金（年金額は運用成績により変動する）のため、加入する時点では将来の年金額がいかになるかは約束されませんが、一定の条件のもとに試算すれば、下表のとおりとなります。
- 前述のとおり、厚生年金加入の会社員のモデルケースと国民年金だけの場合では、夫婦2人（40年加入の場合）で年約113万円（279万円－166万円）の差があります（11頁参照）。
- 農業者年金に20歳から40年加入すると、男性の場合、1人の加入でも、保険料が2万円であれば年約83.3万円と、会社員の厚生年金に近い年金を受け取ることが期待できます（下表参照）。
- 通常加入の場合、保険料は、6万7千円を上限として、千円単位で選択できるので、40歳や50歳の加入でも、保険料額によっては会社員並みの年金が期待できます。

◎農業者年金の年金受給見込額の試算

	保険料 月額	保険料 月額	男性		女性	
			年額	平均余命までの受取額	年額	平均余命までの受取額
20歳から35歳未満まで毎月1万円、35歳から2万円で加入した者の受給額	1万円（35歳以降は2万円）	780万円	63.4万円	1,362万円	55.2万円	1,491万円
20歳から毎月2万円の保険料で加入した者の受給額①	2万円	960万円	83.3万円	1,791万円	72.6万円	1,961万円
30歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	3万円	1,080万円	82.9万円	1,783万円	72.3万円	1,952万円
	3.1万円	1,116万円	85.7万円	1,842万円	74.7万円	2,017万円
40歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	5万円	1,200万円	81.8万円	1,760万円	71.3万円	1,926万円
	5.1万円	1,224万円	83.5万円	1,795万円	72.8万円	1,965万円
50歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	804万円	48.9万円	1,051万円	42.6万円	1,151万円
30歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	2,412万円	185.2万円	3,982万円	161.5万円	4,359万円

（注）上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の通常加入の試算です。
各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
制度発足以降の22年間の運用利回りの平均は年率3.05%です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示（令和7年度以降の新規の年金裁定者に適用）により定められています。
平均余命までの受取額は、男性86.5歳、女性は92.0歳で計算しています。
保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

【資料】農業者年金受給見込額の試算

〈保険料月額2万円で通常加入、運用利回り2.5%の場合〉

単位：円

加入年齢 （納付期間）	保険料 納付額	男性			女性		
		月額	年金額（年額）	年金受給額	月額	年金額（年額）	年金受給額
20歳（40年）	9,600,000	69,433	833,200	17,913,800	60,525	726,300	19,610,100
21歳（39年）	9,360,000	66,858	802,300	17,249,500	58,283	699,400	18,883,800
22歳（38年）	9,120,000	64,342	772,100	16,600,200	56,092	673,100	18,173,700
23歳（37年）	8,880,000	61,883	742,600	15,965,900	53,942	647,300	17,477,100
24歳（36年）	8,640,000	59,475	713,700	15,344,600	51,842	622,100	16,796,700
25歳（35年）	8,400,000	57,117	685,400	14,736,100	49,792	597,500	16,132,500
26歳（34年）	8,160,000	54,808	657,700	14,140,600	47,783	573,400	15,481,800
27歳（33年）	7,920,000	52,558	630,700	13,560,100	45,808	549,700	14,841,900
28歳（32年）	7,680,000	50,350	604,200	12,990,300	43,892	526,700	14,220,900
29歳（31年）	7,440,000	48,183	578,200	12,431,300	42,000	504,000	13,608,000
30歳（30年）	7,200,000	46,075	552,900	11,887,400	40,158	481,900	13,011,300
31歳（29年）	6,960,000	44,000	528,000	11,352,000	38,358	460,300	12,428,100
32歳（28年）	6,720,000	41,975	503,700	10,829,600	36,592	439,100	11,855,700
33歳（27年）	6,480,000	40,000	480,000	10,320,000	34,867	418,400	11,296,800
34歳（26年）	6,240,000	38,058	456,700	9,819,100	33,175	398,100	10,748,700
35歳（25年）	6,000,000	36,167	434,000	9,331,000	31,525	378,300	10,214,100
36歳（24年）	5,760,000	34,308	411,700	8,851,600	29,908	358,900	9,690,300
37歳（23年）	5,520,000	32,492	389,900	8,382,900	28,325	339,900	9,177,300
38歳（22年）	5,280,000	30,717	368,600	7,924,900	26,775	321,300	8,675,100
39歳（21年）	5,040,000	28,983	347,800	7,477,700	25,258	303,100	8,183,700
40歳（20年）	4,800,000	27,275	327,300	7,037,000	23,783	285,400	7,705,800
41歳（19年）	4,560,000	25,617	307,400	6,609,100	22,325	267,900	7,233,300
42歳（18年）	4,320,000	23,983	287,800	6,187,700	20,908	250,900	6,774,300
43歳（17年）	4,080,000	22,392	268,700	5,777,100	19,517	234,200	6,323,400
44歳（16年）	3,840,000	20,833	250,000	5,375,000	18,158	217,900	5,883,300
45歳（15年）	3,600,000	19,308	231,700	4,981,600	16,833	202,000	5,454,000
46歳（14年）	3,360,000	17,817	213,800	4,596,700	15,533	186,400	5,032,800
47歳（13年）	3,120,000	16,358	196,300	4,220,500	14,258	171,100	4,619,700
48歳（12年）	2,880,000	14,925	179,100	3,850,700	13,008	156,100	4,214,700
49歳（11年）	2,640,000	13,533	162,400	3,491,600	11,792	141,500	3,820,500
50歳（10年）	2,400,000	12,158	145,900	3,136,900	10,600	127,200	3,434,400
51歳（9年）	2,160,000	10,825	129,900	2,792,900	9,433	113,200	3,056,400
52歳（8年）	1,920,000	9,517	114,200	2,455,300	8,292	99,500	2,686,500
53歳（7年）	1,680,000	8,233	98,800	2,124,200	7,175	86,100	2,324,700
54歳（6年）	1,440,000	6,975	83,700	1,799,600	6,083	73,000	1,971,000
55歳（5年）	1,200,000	5,750	69,000	1,483,500	5,008	60,100	1,622,700
56歳（4年）	960,000	4,550	54,600	1,173,900	3,967	47,600	1,285,200
57歳（3年）	720,000	3,375	40,500	870,800	2,942	35,300	953,100
58歳（2年）	480,000	2,225	26,700	574,100	1,942	23,300	629,100
59歳（1年）	240,000	1,100	13,200	283,800	958	11,500	310,500

●試算の前提

- 65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.35%で計算しています。
 - 年金額は65歳裁定時における年金額（年額）であり、年金受給総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受取総額です。
- ※試算の前提としている予定利率「1.35%」は農林水産省告示（令和7年4月1日施行）により定められています。
※月額は相当額（1円未満四捨五入）であり、実際の支給は年4回（2月、5月、8月、11月）の定期支払いとなります。

6) スマートフォン (スマホ) でシミュレーターを使って簡単に年金受給額試算

- 1** 農業者年金基金のホームページ (スマホでも見られます) を
 農業者年金 検索 で検索し、年金シミュレーター あなたの年金額を試算できます。 をクリック。
 または2次元コードをお手持ちのスマホで読み込んでください。



2 必要事項を記入し、シミュレーション ボタンをクリック。

名前	姓 名 姓 (カナ) ノウネン	名 花子 名 (カナ) ハナコ
※「姓」「名」はそれぞれ角7文字以内 ※(カナ)はそれぞれ角10文字以内		
加入年月 ※必須	令和 7 年 4 月	
性別	☐ 男性 ☒ 女性	
生年月日 ※必須	平成 17 年 4 月 2 日	
試算で設定する運用利回り(下の参考を参照) ※必須	2.5 %	
旧制度の加入者でしたか?	☐ はい ☒ いいえ	
加入のしかたを次のAまたはBから選択してください	☒ A. 政策支援加入または2万円以上の保険料で通常加入されるか ☐ B. 35歳未満の方で2万円未満の保険料で通常加入されるか	
A. 政策支援加入または2万円以上の保険料で通常加入されるか		
政策支援の種類		
保険料月額 (政策支援期間以外)	2 万 0 千円	
B. 35歳未満の方で2万円未満の保険料で通常加入されるか		
35歳までの保険料月額	1 万 0 千円	
35歳以降の保険料月額	2 万 0 千円	
2万円以上の保険料で通常加入された方が保険料月額を変更した場合 ※誕生日からの変更になります。	1回目 歳から 万 千円 2回目 歳から 万 千円	
保険料を納付する期間 ※必須	60 歳誕生日の前月分まで納付	
受給開始年齢	65 歳	
※必須	特例付加年金	歳

運用利回りの参考
 ・ 現行制度発足以降の令和5年度までの22年間の平均運用利回りは3.05%です。
 ・ 直近10年間の平均運用利回りは年率3.68%です。(令和6年6月末公表)

3 年金額の試算結果が表示されます。

ノウネン ハナコ		あなたの保険料・年金額の試算結果は次のとおりです	
加入時年齢	20 歳		
保険料 (月額)	2025 年 4 月 (20 歳) ~ 2065 年 3 月 (59 歳)	20,000 円	
	年 月 (歳) ~ 年 月 (歳)	円	
	年 月 (歳) ~ 年 月 (歳)	円	
	年 月 (歳) ~ 年 月 (歳)	円	
	年 月 (歳) ~ 年 月 (歳)	円	
年金額 (年額)	65 歳 ~	農業者老齢年金 726,300 円 特例付加年金 0 円 合計 726,300 円	
	歳 ~	農業者老齢年金 円 特例付加年金 円 合計 円	
保険料総額	9,600,000 円		
平均的な年金受給総額	農業者老齢年金	19,610,100 円	
	特例付加年金 合計	0 円 19,610,100 円	

留意事項
 実際の年金受給額は年金決定時まで確定せず、それまでの運用結果等により変動しますので、上記年金額を保障するものではありません。また、遺族給付等によって実際の年金額は若干異なることもありますので、試算結果は、一つの目安としてご利用ください。
 農業者年金制度では財政運営の安定性を確保する観点から、運用収益の一部を付利率補償金や調整率補償金として関係する仕組みとなっています。そのため、上記年金額は、これらの率補償金への繰入を考慮して算定しています。
 年金受給総額は、年金決定後、男性では86.5歳、女性では92.0歳 (平均的な死亡年齢) まで年金を受給された場合の総額を表しています。早く亡くなった方 (80歳未満で亡くなった場合) は死亡一時金が受給されます。これはより少なく、長生きされた方はこれよりも多く受給されることになります。
 年金額の算定に当たっては、予定利率を1.35%(令和7年3月25日農林水産省告示第1,527号)としています。

年金額はどのように決まる? なぜ終身で受給できる?

- 農業者年金の年金額 (年額) の算定方法は次のようになります。

① 農業者老齢年金 (80歳前に亡くなった場合、死亡一時金が遺族へ)

$$\frac{\text{自ら納めた保険料 および その運用収入の総額 (年金原資)}}{\text{農業者老齢年金の 年金現価率 (※) (受給権を取得した日の年齢に対応する率)}} = \text{年金額 (年額)}$$

※年金現価率 (令和7年度適用) 65歳 男性 20.46682 女性 23.47891

② 特例付加年金 (死亡一時金なし)

$$\frac{\text{国庫補助額 および その運用収入の総額 (年金原資)}}{\text{特例付加年金の 年金現価率 (※) (受給権を取得した日の年齢に対応する率)}} = \text{年金額 (年額)}$$

※年金現価率 (令和7年度適用) 65歳 男性 19.55798 女性 23.11046
 70歳 男性 16.44084 女性 19.88106

■ 年金現価率とは

- 1円の年金額 (年額) を支給するために、いくらの年金原資を必要とするかという率です。
 年金現価率が、20.46682であれば、毎年1万円の年金を終身で支給するためには年金原資が20万4,668円2銭必要ということです。年金原資がこの2倍あれば、毎年2万円の年金を支給できることになります。
- この率は、予定利率と予定死亡率と80歳までの支払い保証 (死亡一時金) の有無によって、年金数理で決まり、毎年度、農林水産大臣が告示で設定します。
- 早く亡くなられる人もいれば、より長生きされる人もいますので、全体として予定死亡率を用いて終身年金の設計を行っています。

【参考】 年金額の算定方法と年金現価率

(令和7年4月1日以降に年金及び一時金の給付事由が発生した場合に適用)

年金額の算定方法		
(1) 農業者老齢年金		
納めた保険料及びその運用収入の総額 (年金原資)		=年金額 (年額)
農業者老齢年金の年金現価率 (受給権を取得した日の年齢に対応する率)		
※年金現価率 (例) 65 歳 男性 20.46682 女性 23.47891		
(2) 特例付加年金		
国庫補助額及びその運用収入の総額 (年金原資)		=年金額 (年額)
特例付加年金の年金現価率 (受給権を取得した日の年齢に対応する率)		
※年金現価率 (例) 65 歳 男性 19.55798 女性 23.11046		

(農業者老齢年金及び死亡一時金)

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
20歳	44.64642	46.36804	39歳	36.03448	38.24717	58歳	25.07914	27.90055
21歳	44.24534	45.98970	40歳	35.51885	37.76127	59歳	24.43671	27.28984
22歳	43.83876	45.60632	41歳	34.99658	37.26864	60歳	23.78772	26.67106
23歳	43.42681	45.21772	42歳	34.46740	36.77003	61歳	23.13441	26.04597
24歳	43.00935	44.82421	43歳	33.93161	36.26495	62歳	22.47514	25.41485
25歳	42.58635	44.42513	44歳	33.38893	35.75361	63歳	21.81039	24.77623
26歳	42.15759	44.02073	45歳	32.83959	35.23557	64歳	21.14091	24.13073
27歳	41.72298	43.61099	46歳	32.28320	34.71105	65歳	20.46682	23.47891
28歳	41.28255	43.19568	47歳	31.72015	34.18012	66歳	19.78263	22.81712
29歳	40.83632	42.77483	48歳	31.15025	33.64263	67歳	19.09364	22.14949
30歳	40.38405	42.34832	49歳	30.57340	33.09876	68歳	18.40123	21.47427
31歳	39.92582	41.91619	50歳	29.99005	32.54820	69歳	17.70584	20.79384
32歳	39.46154	41.47830	51歳	29.39945	31.99088	70歳	17.00742	20.10837
33歳	38.99115	41.03470	52歳	28.80201	31.42721	71歳	16.30861	19.41794
34歳	38.51430	40.58514	53歳	28.19808	30.85648	72歳	15.61070	18.72320
35歳	38.03126	40.12965	54歳	27.58772	30.27920	73歳	14.91225	18.02394
36歳	37.54186	39.66830	55歳	26.97032	29.69498	74歳	14.21382	17.32015
37歳	37.04593	39.20075	56歳	26.34642	29.10400	75歳	13.52830	16.61932
38歳	36.54342	38.72711	57歳	25.71576	28.50585			

(特例付加年金)

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
60歳	22.55384	26.15619	79歳	10.89942	13.83663	98歳	3.17913	3.84923
61歳	21.95915	25.55832	80歳	10.30319	13.16107	99歳	2.98190	3.56569
62歳	21.36121	24.95668	81歳	9.75360	12.51156	100歳	2.79968	3.30410
63歳	20.76105	24.34722	82歳	9.22211	11.87392	101歳	2.63177	3.06389
64歳	20.16019	23.73144	83歳	8.69019	11.23590	102歳	2.47764	2.84484
65歳	19.55798	23.11046	84歳	8.18171	10.61491	103歳	2.33724	2.64717
66歳	18.93831	22.47567	85歳	7.68061	9.99559	104歳	2.21118	2.47204
67歳	18.31555	21.83645	86歳	7.20429	9.39633	105歳	2.10118	2.32205
68歳	17.69214	21.18869	87歳	6.74663	8.81045	106歳	1.99722	2.18295
69歳	17.06776	20.53699	88歳	6.30660	8.24045	107歳	1.89781	2.05336
70歳	16.44084	19.88106	89歳	5.89083	7.68879	108歳	1.80063	1.93163
71歳	15.81545	19.22040	90歳	5.48122	7.14821	109歳	1.70190	1.81546
72歳	15.19199	18.55545	91歳	5.10573	6.63034	110歳	1.59473	1.70122
73歳	14.56555	17.88506	92歳	4.74820	6.13226	111歳	1.46583	1.58252
74歳	13.93515	17.20847	93歳	4.42711	5.67480	112歳	1.28841	1.44692
75歳	13.31925	16.53574	94歳	4.12762	5.24185	113歳	1.00665	1.26908
76歳	12.71055	15.86201	95歳	3.86608	4.84347	(男子にあっては113歳以上)		
77歳	12.10057	15.18547	96歳	3.62080	4.48642	114歳以上	—	0.99431
78歳	11.50373	14.51496	97歳	3.39197	4.15567			

(注) 年金現価率は予定利率と予定死亡率により決まります。

女性の年金月額が男性よりも低くなる理由は？

■ 女性は長生き

女性の方が男性よりも5年ほど平均余命が長く、予定死亡率が低いいため、65歳裁定時の年金現価率は男性20.46682なのに対し、女性は23.47891と高くなっています。

■ 平均余命までの受取総額は女性のほうが多い

年金原資が同額であれば、年金現価率が高い女性のほうが年金額はその分、低くなります。しかし、平均余命までの受取額は、女性のほうが受取期間が長い分、男性よりも多くなります。

運用利回り2.5%の場合の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額 (年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

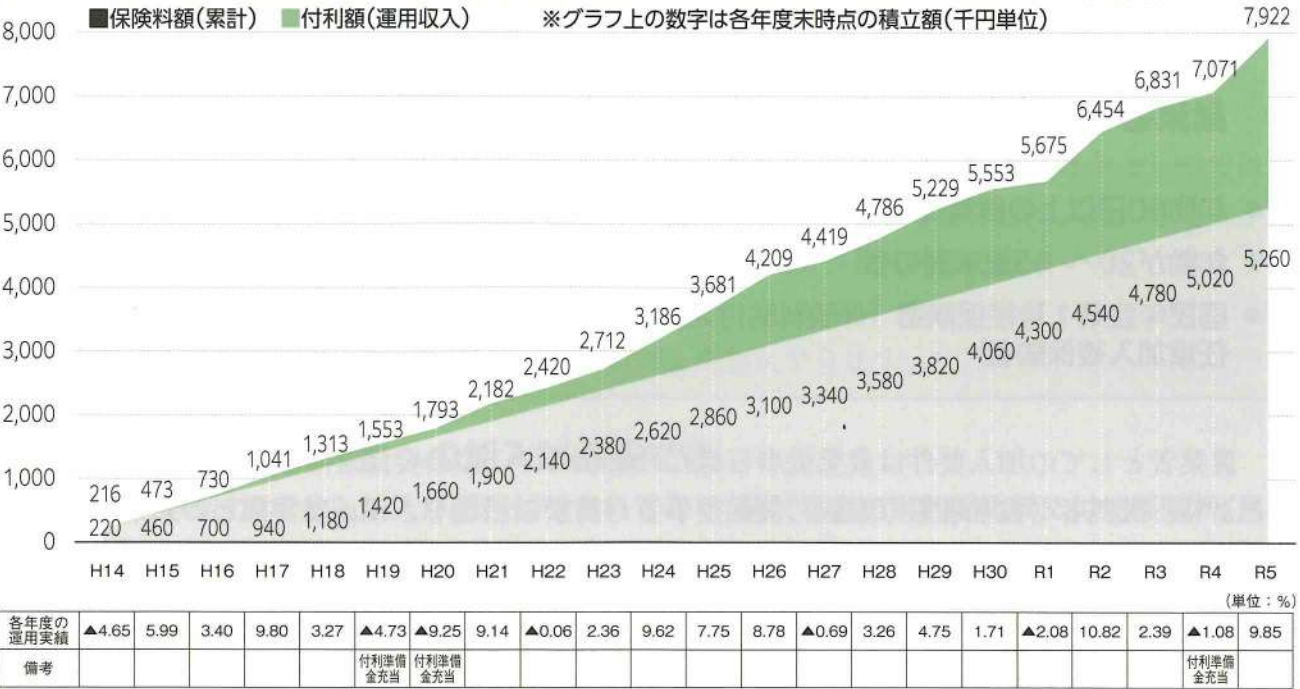
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の22年間(令和5年度まで)の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

平成14年度から月額2万円で加入している者の令和5年度末までの積立額 (試算)



【試算の前提】

- ①平成14年4月より通常加入し、加入を継続 ②保険料月額は加入時から2万円で変更なし ③保険料は毎月期限どおりに納付
④前納保険料に係る控除等を考慮していないため、実際の積立額とは異なる

2 農業者年金の特徴とメリット

<農業者年金の6つの特徴とメリット>

- 1) 農業者なら広く加入できる
- 2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 3) 保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる
- 4) 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- 5) 税制面の優遇措置が大きい
- 6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）がある

以上に加えて、事務経費（人件費や施設費等）は、国が負担しているため加入者が負担する必要のないことも大きな特徴です。

1) 農業者なら広く加入できる

① 農業者年金の加入資格

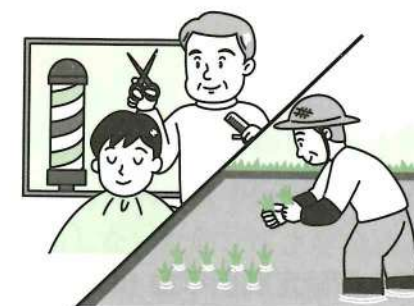
- 年間60日以上農業従事者
- 年齢が20～65歳未満の者
- 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

■ 農業者としての加入要件は農業従事日数だけですので、この要件を満たせば農業経営者とは限り、配偶者や後継者等の家族、農業従事者や農家のパートさん、自営業との兼業農家も加入することができます。また、農地の権利名義を持たない施設経営や畜産経営の農業者も加入することができます。

次のような皆様が加入できます



農業経営者



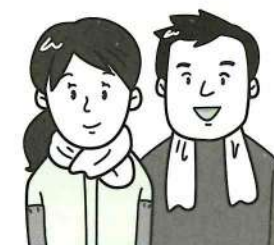
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者

農業従事者
農家のパート・アルバイトさん
（1号被保険者のみ）農地の権利名義を持たない
畜産農業者・施設園芸等農業者など

② 加入には2つの種類があります

■ 農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。

- ① 保険料の国庫補助を受けない加入（通常加入）
- ② 保険料の国庫補助を受ける加入（政策支援加入、34頁参照）

③ 加入と脱退は任意（脱退一時金はなく、将来、年金で受け取れます）

■ 加入も任意ですが脱退も自由です。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、加入期間にかかわらず（たとえ1か月の加入でも）、将来、年金として支給されます。

■ 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

④ 国民年金の付加年金への加入が必要です

■ 国民年金の付加年金も加入が義務付けられており、国民年金の定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、将来受給する国民年金に付加年金が上乗せになります。（詳細は12頁参照）

国民年金基金や個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入している人も農業者年金に加入できるのか？

重複加入はできません

農業者年金と同じ2階部分の公的な年金である国民年金基金（旧みどり年金を含む）や確定拠出年金 (iDeCo) は重複加入できないことになっています。

農業者年金に加入する方は、国民年金基金、個人型確定拠出年金 (iDeCo) を脱退

仮に国民年金基金や個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入している人が、農業者年金に加入した場合には、加入した時点でそれらの加入資格を失うことになり、脱退扱いとなります。脱退となった場合は、原則、脱退一時金はなく、口座管理費等が引き続き発生し、それまでの加入期間や年金原資等に応じて、将来、国民年金基金連合会等から年金が支払われることになります。

農業者年金は貯金と同じか？

途中で引き出しはできません

農業者年金は、自分の年金の給付原資を自分で積み立てる「積立年金」ですが、貯金のように途中で引き出すことはできません。年金として支払われます。

税制が優遇されています

将来の年金のための積み立てですので、預貯金等のように利子への約20%の課税がなく、保険料の全額が社会保険料控除、運用益が非課税といった公的な年金としての税制優遇があります。

農業法人で農業に従事されている方は農業者年金に加入できるか？

将来、株式会社化を視野に入れている方も、それまでの間、短期間でも個人事業者として農業者年金をご活用ください

農事組合法人に従事されている方は、収益分配が従事分量配当制なら、農業者年金の加入対象者です

【加入要件】60歳未満 国民年金第1号被保険者 年間60日以上農業に従事

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます

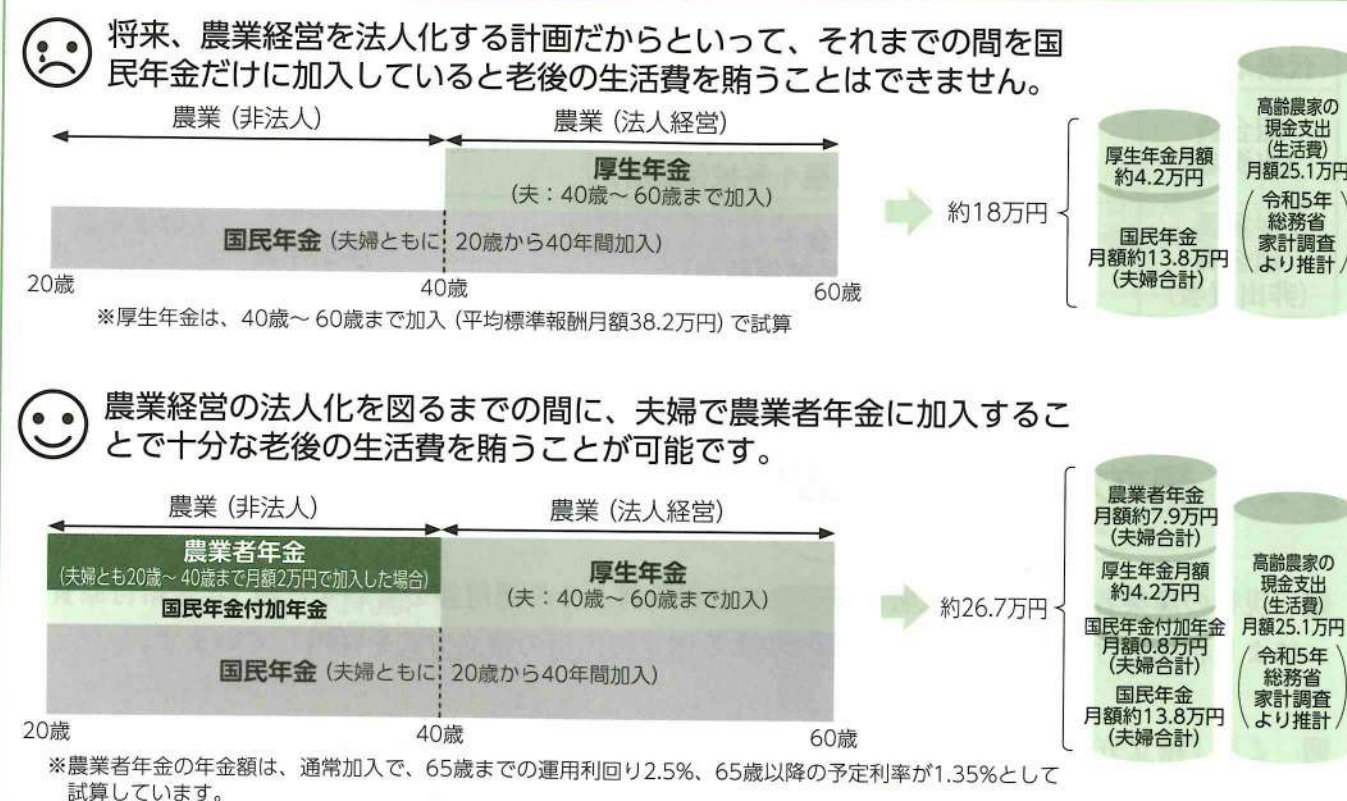
→ 国民年金第2号被保険者、第3号被保険者及び国民年金保険料免除者以外は農業者年金の加入対象者です。

農業法人

農業者年金は、厚生年金の適用を受けない国民年金の第1号被保険者が加入対象となりますので、厚生年金の適用事業所となった農業法人で給料をもらっている人は加入できません。

集落営農組織

①法人化されていない集落営農組織に参加した農業者は、農業者年金に加入できますし、②集落営農組織が従事分量配当制の農事組合法人になった場合には、その従業員となっても税法上は確定給与の支給に該当しないため、厚生年金の適用とならず、農業者年金に加入できます。



加入後に農業法人化した場合の年金はどうなるのか？

農業者年金に加入した後に農業経営を法人化した場合は、株式会社（確定給与支給制の農事組合法人を含む）か、従事分量配当制の農事組合法人かにより、取り扱いが異なります。

(1) 株式会社化した場合（確定給与支給制の農事組合法人を含む）

株式会社化により、厚生年金に加入した場合は、農業者年金を脱退して厚生年金に加入することになります。

- ①すでに納付した農業者年金保険料は、原則65歳以降に農業者老齢年金として受給できます。
- ②保険料の国庫補助を受けて加入した場合、保険料の国庫補助分については、将来、受給要件（38頁～39頁）を満たせば特例付加年金として受給することができます。

(2) 農事組合法人(従事分量配当制)の構成員となった場合

- ①保険料の国庫補助を受けずに加入された方は、引き続き加入し続けることができます。
- ②保険料の国庫補助を受けて加入されていた方については、保険料の国庫補助の条件が認定農業者であって農業を営む個人であることから、法人化後は、保険料の国庫補助は受けられなくなります。このため、保険料の国庫補助を受けない加入(通常加入)へ変更していただきます。

農業法人等の形態別の年金加入

	個人事業 ^{※1}	従事分量配当制 ^{※2} の農事組合法人	確定給与制の農事組合法人	株式会社
事業主 代表理事 代表取締役	農業者年金＋ 国民年金(第1号被保険者)		厚生年金	
組員 (出資者)		農業者年金＋ 国民年金 (第1号被保険者)	厚生年金	
従業員 組員 (非出資者)	農業者年金＋ 国民年金(第1号被保険者)		厚生年金	

(※1) 個人事業の厚生年金の適用基準は「従業員5人以上」とされています。ただし、農林漁業の場合は除くとされています。

(※2) 「従事分量配当制」とは、組合業務の従事量に応じた配当を行うことです。

2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

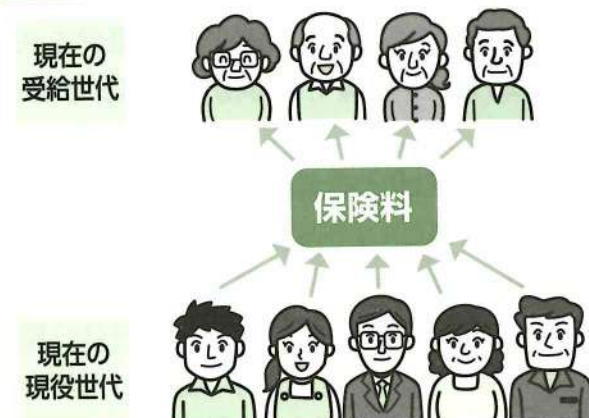
- 現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が事後的に決まる**確定拠出型**の**積立方式**を採用しています。
- この「積立方式・確定拠出型」の財政方式(下記参照)は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心できる制度です。

積立方式(農業者年金)



保険料を将来の年金として積み立てておき、老後にその積み立てを切り崩しながら受給する。
加入者・受給者の数の変化に影響を受けにくい、財政的に安定した制度。

賦課方式(国民年金・厚生年金)

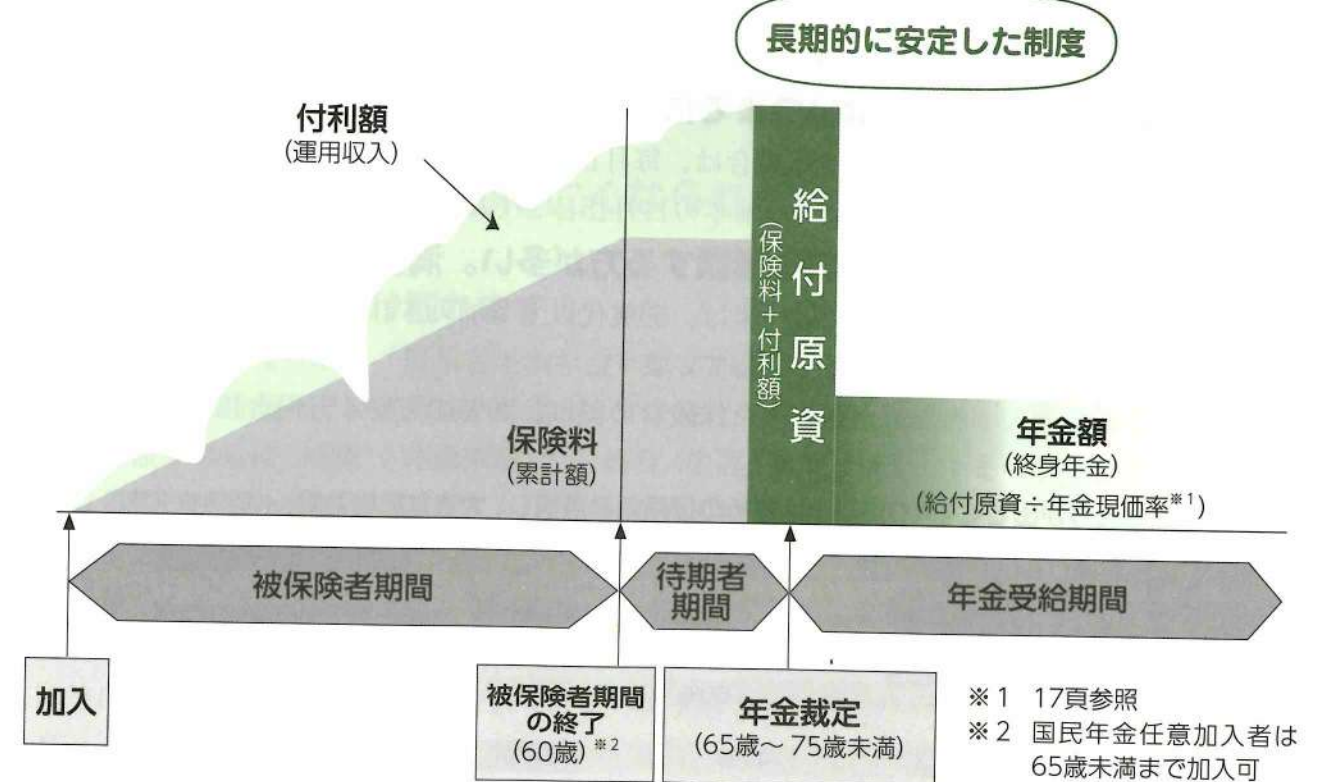


現役世代と年金受給世代の比率が変わると保険料負担の増大や年金の削減が必要になる。

公的年金制度の財政方式

積立方式		賦課方式
将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式。 加入者の保険料は将来の自らの年金給付費に使われる。		年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料でまかなう財政方式。 保険料はその時々々の受給世代の年金給付費に使われる。
確定拠出型	確定給付型	
あらかじめ年金額が確定しない。 掛け金を確定して納め、運用したものを原資として老後支払う年金。	あらかじめ年金額が確定。 掛け金は、確定させた年金額を受け取るために必要な額を予定利回りで逆算して決める。 予定通りの利回りかどうか等、定期的に検証する。利回りが予定を下回れば、年金財政上の必要性に応じて新規加入分から掛け金を引き上げる。	
農業者年金 確定拠出年金(個人型)	国民年金基金 厚生年金基金	国民年金(自営業者) 厚生年金(会社員等)

農業者年金(積立方式・確定拠出型)のイメージ



(注) この図は、農業者老齢年金の資産運用をイメージしたものです。また、実際の運用成績は、その時々々の運用環境等により変動します。

3) 通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる

① 通常加入の保険料はいつでも見直し可能

通常加入の保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択ができ、加入後も見直すことができます。

このため、経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や老後設計に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。

② 保険料の納付方法は、毎月納付と前納納付があります

保険料の納付は、JA貯金口座から自動振替により行われ、1カ月分を毎月納付する「毎月納付」（毎月23日、金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）と翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」（毎年12月23日、金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）があります。

前納納付は、翌年1年分の保険料を一括して納付するため、割引（各月の保険料額を年0.1%の複利現価法による割引）があります。

③ 保険料額の変更手続きはいつまでに？

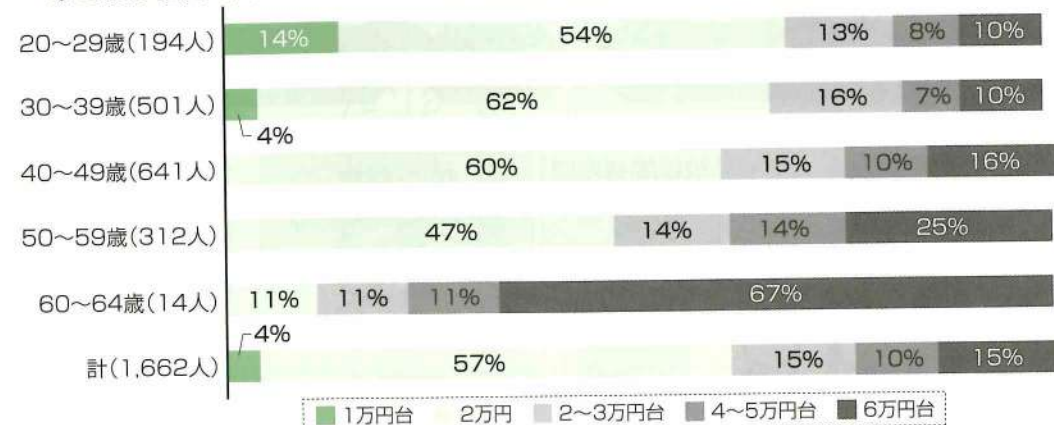
毎月納付の保険料の額を変更する場合は、毎月15日までに（振替は翌月23日）、前納納付の保険料額を変更しようとする場合は、前年の11月15日までに、JAでの手続きが必要です。

④ 経営が安定したら、保険料を増額する方が多い。満額も。

農業経営にゆとりが出てくる40歳代半ば、50歳代以上で加入された方は、2万円より高い金額を選択する方の割合が比較的多くなっています。

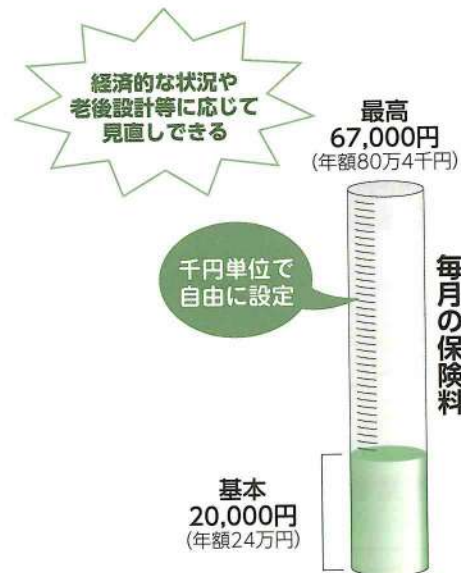
50歳代で新規加入された方が選択した保険料の額は、39%の方が4万円台以上、25%の方が6万円台となっています（令和5年度）。

ゆとりが出てくる40歳以上は高めの保険料を選択し、大きな節税効果（令和5年度 実績）



（注1）保険料額2～3万円台は、2万円を除く。

（注2）各割合については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。



保険料が高くて払えない

■ 保険料の国庫補助を受ければ、最大1万円の補助

一定の要件を満たす農業者は、保険料の国庫補助が受けられます（34頁参照）。

また、35歳未満で国庫補助を受けられない方（34頁の表の区分1から区分5に該当しない方）は、月額1万円から保険料を選択できます。

■ 支払いが苦しくなった方にはお休みを

保険料を途中で支払えなくなった場合には、

- いったん脱退してひと休みし、支払えるようになったらまた加入する
- 過去の未納分の保険料請求猶予の申出をすることが可能です。

■ 専用口座でまとめて引き落としも

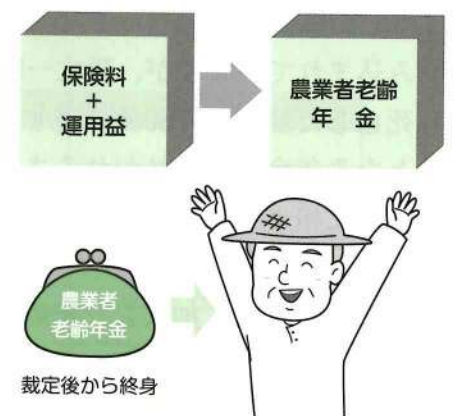
保険料は毎月払いますが、農産物の販売収入は不定期であることが多いため、農業者年金専用の引き落とし口座を設けて、収入時に調整して支払っている例もあります。未納分は2年前までの分をさかのぼって支払うことが可能です。

経営状況に余裕がある時は合わせて翌年分の前納納付も行い、当年分と翌年分を合わせた額を当年に支払った分として当年分の確定申告の際に合計額を社会保険料控除に活用する等、経営状況にあわせて支払いを組む柔軟な対応が可能となっています。

4) 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある

① 一生涯、年金を受け取れます

■ 加入者全員が受け取る「農業者老齢年金」は、加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として、裁定された年金額を裁定後（65歳～75歳未満）から終身（生涯）受け取ることができます。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活において、ずっと一定の収入が確保されます（自己都合により60歳から繰上受給することもできます）。iDeCoや生命保険会社の個人年金保険等は有期であることが多く、それらに比べて大きなメリットがあります（44頁～47頁）。



② 80歳前に亡くなられた場合、死亡一時金が受けられます

■ 仮に80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。なお、80歳を超えて亡くなられた場合は、死亡一時金の支給はありません。また、保険料の国

庫補助分を原資として支給される特例付加年金部分については、死亡されても死亡一時金の支給はありません。

死亡一時金を80歳までとしている理由は？

80歳以降の年金部分については、長寿される方々の年金原資として充当させていただき、終身受給できる仕組みとしています。

終身給付の仕組みと死亡一時金（65歳で年金裁定した場合）

	65歳(年金裁定)	65～79歳	80歳	平均余命 (年金裁定額の前提)
長寿の方々	年金受給 終身			
65～80歳前に死亡	年金受給	死亡一時金を遺族へ	長寿の方々へ	
(65歳の裁定時に付利準備金(50頁参照)によって補う仕組みあり)				
65歳前に死亡	死亡一時金を遺族へ	長寿の方々へ		
(死亡の裁定時に付利準備金によって補う仕組みなし)				

(注) 年金繰上げ支給及び死亡一時金には、付利準備金(50頁参照)によって補う仕組みは適用されません。

死亡一時金は、払った保険料が全額返ってくるのか？

80歳までの農業者老齢年金の現在価値相当額を遺族に支給

年金は“長生き保険”の性格を持っていますので、不幸にして早く亡くなられた場合、自ら支払った保険料に見合った年金を受け取れないことになります。そこで、死亡一時金の制度が組み込まれていますが、死亡一時金は、加入者（受給者を含む）が80歳前に亡くなられた場合に、死亡した翌月から80歳に達する月まで農業者老齢年金を支給するとした場合に支払われることとなる年金を、支払われるまでの期間に応じた金利で割り引いた金額（農業者老齢年金の現在価値に相当する額）が、死亡した方と生計を一にする遺族に一時金として支給されるものです。

したがって、加入した年齢と亡くなった年齢、それまでの運用収益がどの程度あったか等によって、死亡一時金は、払い込んだ保険料を下回ることもあります。加入の際には、そうしたことを明記した「農業者年金に関する重要事項のご案内」(41頁～43頁参照)をJAまたは農業委員会で必ず説明したうえでお渡しすることになっています。



死亡一時金の算定方法

1. まず、算定に用いる年金額を確認します。

- ① 農業者老齢年金の受給権者の場合（例：65歳～79歳）は、受給している年金額となります。
- ② 受給権者でない場合（例：65歳未満）は、死亡した日に農業者老齢年金の受給権を取得したものとし、死亡年齢時点の年金現価率を使用して、次の式により算定された年金額となります。

$$\frac{\text{納めた保険料} + \text{その運用収入の総額（年金原資）}}{\text{農業者老齢年金の年金現価率（受給権を取得した日の年齢に対応する率）}} = \text{年金額（年額）}$$

2. 1. で求めた年金額（年額）を4（年間支払回数）で除すことにより、農業者老齢年金の各支払期の額を算定します。
3. 死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取る予定であった各支払期の額を予定利率（令和7年度は、1.35%）による複利原価法で割引を行います。ただし、1年目の支払については割引は行いません。

これより算定した額の合計（下表c）が死亡一時金の額となります。なお、実際の死亡一時金の額は、100円単位で四捨五入した金額となります。

例えば、「4月2日生まれの男性で、40歳到達月から60歳到達月までの20年間、年間の課税対象所得が400万円の方が、保険料月額20,000円で加入（納めた保険料総額4,800,000円、実際の負担額3,340,800円*）し、65歳で年金の受給を開始後、70歳到達月で死亡。」というケースを、上記の算定方法に当てはめて、以下で計算してみます。

※課税対象所得400万円の場合（税率30.4%）

$$\text{年間の節税額} \quad 240,000\text{円} \times 30.4\% = 72,960\text{円}$$

$$\text{20年間の節税効果} \quad 72,960\text{円} \times 20\text{年} = 1,459,200\text{円}$$

$$\text{20年間の実際の負担額} \quad 4,800,000\text{円} - 1,459,200\text{円} = 3,340,800\text{円}$$

【運用利回り2.5%の場合】

$$1. \quad \frac{6,699,727 \text{ (保険料 } 4,800,000 + \text{運用収入 } 1,899,727)}{20.46682 \times 1} = 327,300 \text{ (年金額 (100円未満四捨五入))}$$

$$2. \quad 327,300 \div 4 = 81,825 \text{ (各定期支払額 (下表 a))}$$

年齢(支払期)	支払額(a)	割り引く率(b)※2	割り引いた額(a/b)
70歳(8月)	81,825	1年目であるため、 割引は行いません。	81,825
70歳(11月)	81,825		81,825
70歳(2月)	81,825		81,825
71歳(5月)	81,825		81,825
71歳(8月)	81,825	$(1 + 0.0135)^1$	80,735
71歳(11月)	81,825	$(1 + 0.0135)^1$	80,735
71歳(2月)	81,825	$(1 + 0.0135)^1$	80,735
72歳(5月)	81,825	$(1 + 0.0135)^1$	80,735
72歳(8月)	81,825	$(1 + 0.0135)^2$	79,660
~~~~~			
79歳(8月)	81,825	$(1 + 0.0135)^9$	72,522
79歳(11月)	81,825	$(1 + 0.0135)^9$	72,522
79歳(2月)	81,825	$(1 + 0.0135)^9$	72,522
80歳(5月)	81,825	$(1 + 0.0135)^9$	72,522
合計			3,083,623 (c)
3,083,600円(死亡一時金の額((c)の100円未満四捨五入))			

## 4. その他

65歳～70歳までの年金受給済みの額は、上記1.の年金額327,300円×5年＝1,636,500円となりますので、年金受給済みの額＋死亡一時金の総額は、4,720,100円となります。

## 【算定時の前提条件】

- ※1 年金現価率20,46682は、男性65歳の率で令和7年度の率です（18頁年金現価率の表を参照）。年金現価率は毎年度、農林水産大臣の告示で定められます。
- ※2 割り引く率は、令和7年度の予定利率1.35%として計算しています。予定利率は毎年度、農林水産大臣の告示で定められます。

## 【留意事項】

実際の死亡一時金は、個人の年金額や死亡時の予定利率等によって変動しますので、上記の算定例の結果は、一つの目安としてご認識ください。また、女性の場合、平均余命が男性より長いこと等により、年金現価率が高くなります。そのため、年金額はその分低くなり、死亡一時金についても男性よりも10%～15%程度低くなります。

## 5) 税制面の優遇措置が大きい

- 農業者年金は、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、様々な優遇措置があります。

## 1. 支払った保険料が全額社会保険料控除

その年に支払った同一生計である家族分を含めた農業者年金の保険料の全額が、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります（所得税法第74条）。

## 2. 年金資産の運用益も非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですので、その分、年金原資が多くなります。

## 3. 受け取る年金も公的年金等控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円^(※)までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

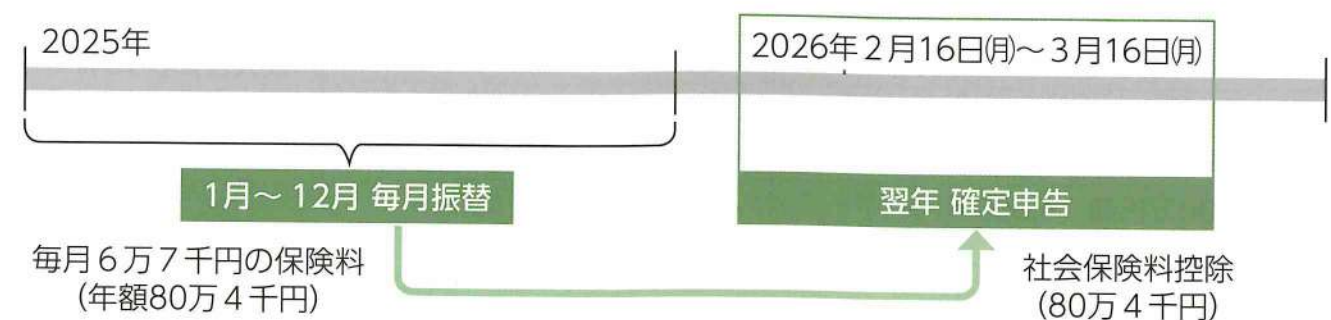
## 4. 死亡一時金は非課税

被保険者又は受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金は非課税となっています。

## ① 支払った保険料が全額社会保険料控除とは

- 農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額（最高額1人当たり年間80万4千円）が、「社会保険料控除」の対象になります。さらに経営主が、生計を一つにする配偶者や後継者が加入者となっている農業者年金の保険料を支払った時には、その合計額が経営主の所得から控除できます。

国民年金や健康保険の保険料と同じように社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分の課税対象所得が下がり税金（所得税・住民税・復興特別所得税）が安くなります。

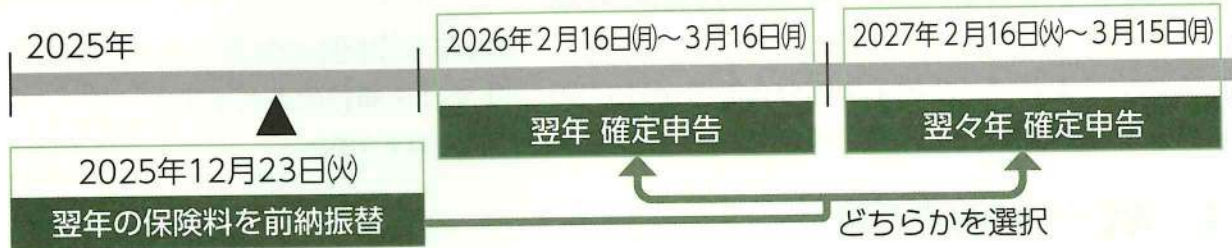


② 大きい節税効果

- 節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度になります。例えば、次頁の表のように税率が15.1%で保険料月額2万円（年額24万円）の場合は3万6千円（月額6万7千円（年額80万4千円）の場合は12万1千円）も節税できます。
- 民間の個人年金保険の場合、税制上、「生命保険料控除」として控除額の上限は年額5万円です（平成24年1月1日以降に締結した保険契約については上限4万円）。

前納保険料の社会保険料控除の扱い

翌年の保険料を前納納付した場合の確定申告については、例えば、2026年分の保険料を前納納付した場合は、2025年の毎月分の保険料の合計と合わせて、2026年3月までの確定申告として行うか、または2026年分として2027年3月までの確定申告として行うことができます。



※保険料月額2万円の場合：  
2025年の毎月の保険料（24万円）+前納した2026年分の保険料（24万円）=48万円の社会保険料控除

- 確定申告で農業者年金の保険料を申告する際、保険料支払証明書の添付は必要なく、確定申告書に保険料額を記入することでできます。（所得税法第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第1項第2号）。

課税対象所得と税率（所得税・個人住民税・復興特別所得税）

課税対象所得	税 率（所得税・個人住民税・復興特別所得税）
195万円以下	15.1% = 所得税 5% +
195万円超 330万円以下	20.2% = 所得税 10% +
330万円超 695万円以下	30.4% = 所得税 20% +
695万円超 900万円以下	33.5% = 所得税 23% +
900万円超 1,800万円以下	43.7% = 所得税 33% +
1,800万円超 4,000万円以下	50.8% = 所得税 40% +
4,000万円超	55.9% = 所得税 45% +

個人住民税10%  
+復興特別所得税  
(所得税額の2.1%)

(注) 税率は小数点第2位四捨五入。

保険料支払いによる節税効果（所得税・個人住民税・復興特別所得税）の目安

課税対象所得	税 率	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または政策支援加入	通 常 加 入	
		月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。  
百円単位は端数処理しています。

保険料支払いによる節税効果の試算例

課税対象所得が150万円（税率15.1%）の場合の年間税額

- ①農業者年金に未加入  
 $150万円 \times 15.1\% = 226,500円$
- ②農業者年金に加入（保険料月額2万円、年額24万円）  
 $(150万円 - 24万円 = 126万円) \times 15.1\% = 190,260円$

①－②＝36,240円〈年間節税額〉

- ③夫婦で農業者年金に加入した場合（同一生計）の税額  
(それぞれ保険料月額2万円、年額合計48万円)  
 $(150万円 - 48万円 = 102万円) \times 15.1\% = 154,020円$

①－③＝72,480円〈年間節税額〉

(注) 実際の納税額の算出に必要な端数処理等はないものとして試算しています。

## 6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある

- I) 若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人を支援、II) その中でも、農業所得が低い時期(若い年代)を厚く支援、III) 家族がそろって加入する場合を支援するために、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助(特例付加年金の給付原資)が受けられる政策支援加入があります。

### ① 政策支援加入の要件

- 保険料の国庫補助は、次の3つの要件を満たす方は、月額2万円(固定)のうち1万円から4千円の国庫補助を受けることができます。
- ア 60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
- イ 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与等)が900万円以下
- ウ 認定農業者かつ青色申告者等、次の「政策支援加入の対象者と補助額」の表にある必要な要件に該当する

### 政策支援加入の対象者と補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

※区分3及び区分5の加入者は年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

- 保険料の国庫補助が受けられる期間は、

ア 35歳未満であれば保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間

イ 35歳以上であれば10年以内

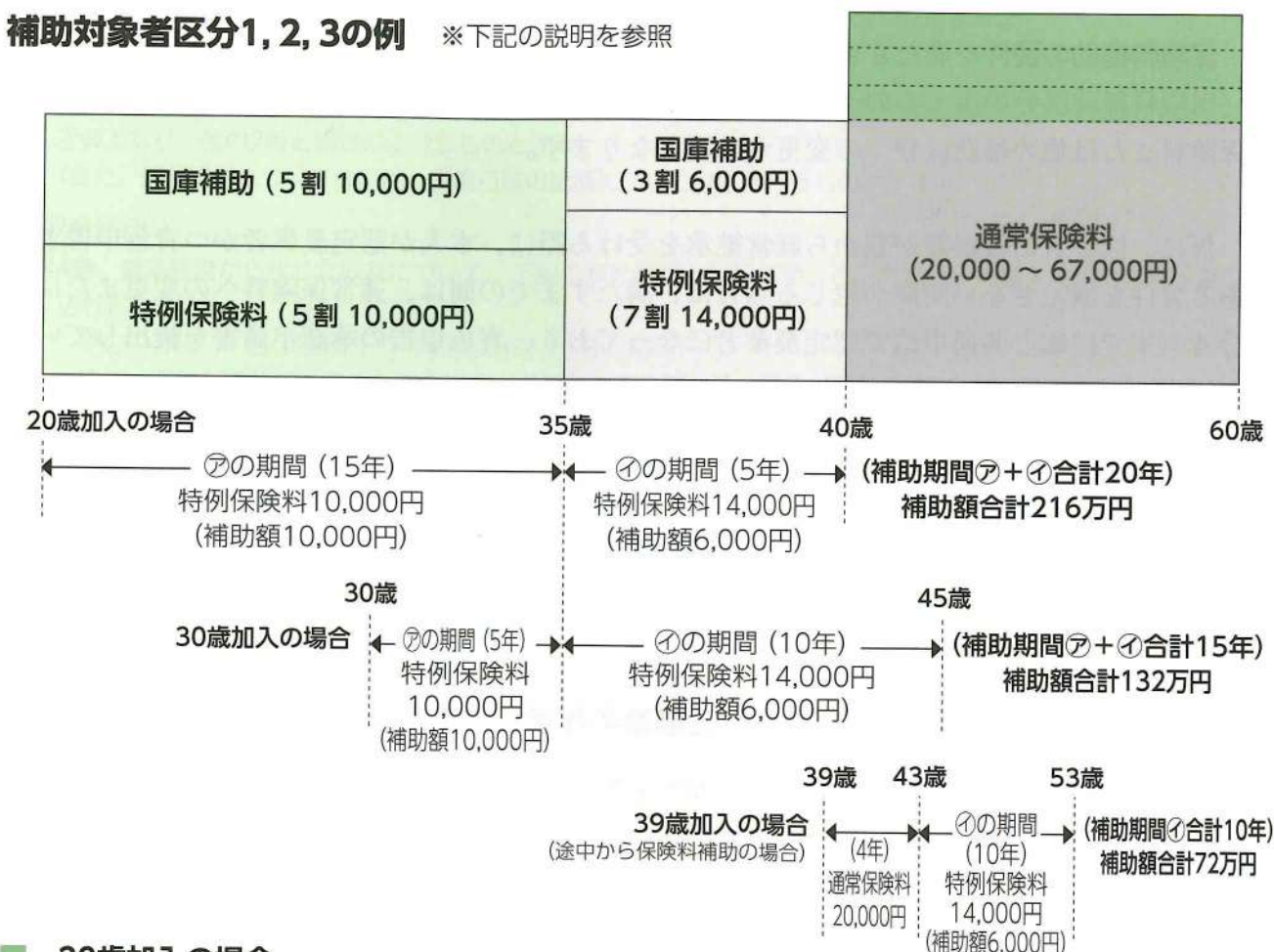
とされ、通算して最長20年間となっています。

- 自分の支払う保険料は国庫補助と合わせて月額2万円と決められています。

保険料の補助対象期間が過ぎるか、自分の意思で保険料補助を受けることを選択しなくなった後に、保険料を2万円超に増額できます。

- 同一家族(経営)内で、要件を満たせば何人でも補助の対象になります(区分5を除く)。  
農業所得900万円以下という所得の要件は、①経営主は申告する農業所得の金額、②配偶者や後継者は、経営主から支払われた給与等の金額で判断されます。

### 補助対象者区分1, 2, 3の例 ※下記の説明を参照



### 20歳加入の場合

区分3で20歳から加入して保険料補助を受ける場合、⑦の20歳から35歳までの15年間は1万円の補助が、①の35歳から40歳までの5年間は6千円の補助が受けられ、補助額は最高216万円となります。

### 30歳加入の場合

35歳未満の人は35歳になるまでの期間すべてが補助対象になり、35歳以上の人も10年間は補助対象になります(なお、両方の期間を通算して最長20年間)。つまり、若いうちに加入した方が補助を長く受けることができます。

### 39歳加入の場合

加入時点では保険料補助を受けていなくても、その後に要件が整えば、その段階で保険料補助の対象になります。

## 後継者で区分3で保険料補助を受けている場合、親から経営継承する際に、引き続き保険料補助を受けられるのか？

### ■ 後継者が区分1に移行すれば、引き続き保険料補助を受けられる

後継者が区分3から区分1に移行するには、廃業日、開業日以前に後継者が認定農業者となり、かつ、後継者が青色申告の承認申請書を所轄税務署に提出し、同時に「政策支援加入要件不該当届出書（様式第5号）」の手続きを行えば、引き続き保険料補助が受けられます。

### ■ 保険料補助の要件を満たすまで、通常または他の補助区分に変更が必要

保険料補助区分の1～5のそれぞれの要件（34頁参照）に該当しなくなった場合には、通常保険料または他の補助区分への変更が必要となります。

仮に、区分3の後継者が親から経営継承を受ける際に、本人が認定農業者かつ青色申告者である要件を満たさない期間が生じる場合は、満たすまでの間は、通常保険料への変更または区分4（すでに親と共同申請で認定農業者になっており、青色申告の承認申請書を提出していない場合）への変更が必要となります。

なお、要件を満たすまでの間、通常保険料に変更した場合は、保険料補助を受けられる終期もその分、後にずれるのでトータルの補助可能期間は同じになりますし、35歳以降の経営継承であれば、トータルの補助可能金額も同じになります。

## 家族経営協定と農業者年金の政策支援

家族経営協定の締結式時に農業者年金への加入をすすめることが効果的です。

### 1 家族経営協定とは

家族経営協定とは、家族みんなで経営方針、仕事の役割、給与、休日等について、話し合っ  
て取り決めごとを書面にしたものです。

### 2 保険料の国庫補助を受けるための要件

経営主（認定農業者または認定新規就農者でかつ青色申告者）と、その配偶者または後継者が、  
次の3の内容を定めた家族経営協定を締結していることです。

### 3 保険料補助を受けるために家族経営協定に盛り込むべき事項

- ① 利益の分配が経営主と配偶者・後継者にきちんと行われること。
- ② 経営を継承する場合は経営主と配偶者・後継者双方の合意によること。
- ③ このほか、農業経営に関する基本的事項（規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の状態等）について経営主と配偶者・後継者の合意で行われること。

## 【資料】家族経営協定書（例）〈夫婦および後継者夫婦の4者による場合〉

「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）に示されたモデル協定書のひとつです。政策支援の補助を受けるためには、家族経営協定書に、この例のように第2条（経営計画の策定）、第4条（収益分配）、第6条（将来の経営移譲）が盛り込まれていることが必要です。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲（夫）、乙（妻）、丙（後継者）及び丁（後継者の配偶者）が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

### （経営計画の策定）

第2条 甲、乙、丙及び丁は協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

### （経営の役割分担）

第3条 経営の部門のうち、〇〇に係るものについては丙及び丁が、〇〇以外に係るものについては甲及び乙が主体となり、他の2者と相談の上行うものとする。  
（また、簿記記帳については〇が、労働日誌の記帳については〇が行うものとする。）

### （収益分配）

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日に甲、乙、丙及び丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。  
甲〇〇万円 乙〇〇万円 丙〇〇万円 丁〇〇万円  
また、収益が予想を上回った場合には、賞与として、甲、乙、丙及び丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。  
なお、分配額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

### （就業条件）

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、甲及び丙は〇時間、乙及び丁は〇時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、乙、丙及び丁で協議の上延長又は短縮する。
- ② 休日は、甲、乙、丙及び丁各々につき原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ、甲、乙、丙及び丁で協議の上変更することができるものとする。  
また、正月、盆等の休日については、甲、乙、丙及び丁で協議の上定めるものとする。

### （将来の経営移譲）

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲及び乙の合意に基づき丙及び丁に移譲する。  
移譲時期及び方法は、丙及び丁の意向を踏まえながら甲及び乙が十分協議の上定めるものとする。

### （その他）

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

### （附則）

- ① この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、5通作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が各1通を保有する。  
令和 年 月 日  
住所  
甲（夫）  
乙（妻）  
丙（後継者）  
丁（後継者の配偶者）  
立会人

## ② 保険料の国庫補助部分を年金(特例付加年金)として受給するには？

### ■ 保険料の国庫補助を受ける方の年金は2種類

農業者年金には、「農業者老齢年金」と「特例付加年金」があります。「農業者老齢年金(自分が負担した保険料とその運用益による年金)」は、無条件で65歳から75歳で受給できますが(60歳から繰り上げ請求もできます)、「特例付加年金(保険料の国庫補助とその運用益による年金)」は、農業経営からの引退(経営継承)が行われないと受給できません。

### 「農業者老齢年金」と「特例付加年金」の概念図



## ③ この特例付加年金を受給する要件は？

### 1 保険料納付済等の期間が20年以上

次の期間の合計が20年以上であること

- 保険料納付済期間
- カラ期間*
- 旧制度の保険料納付済期間
- 旧制度のカラ期間

※「カラ期間」とは、農業者年金の加入者が厚生年金の適用となる等して農業者年金から脱退した場合に、一定の要件に該当する厚生年金の加入期間等を、年金額の算定には反映しませんが「20年間の加入期間」に算入することができる期間です。

#### <カラ期間の例>

- いずれも農業者年金の加入者が、
- ・ 出稼で厚生年金に加入した期間
  - ・ 農業に従事しながら会社勤めをして(兼業となって)厚生年金に加入した期間(最長10年)
  - ・ 農林漁業団体の常勤役員になって厚生年金に加入した期間
  - ・ 農業法人化して厚生年金に加入した期間
  - ・ 国民年金の保険料納付を免除された期間のうち、農業に従事していた期間

## 2 農業経営からの引退(経営継承)

農業経営からの引退の時期は、旧制度の経営移譲年金と異なり、何歳までという年齢制限はありません。

## 3 65歳以上であること

原則として65歳以上であることが要件ですが、上記1及び2の要件を満たしている60～64歳の方は、農業者老齢年金と併せて繰上げ請求することもできます。

## 農地等の権利を持っている人の農業経営からの引退は？

農地等や農業施設の権利を持っている人の経営継承は、その権利を後継者や第三者に継承(移転又は設定等)する必要がありますが、この経営継承の時期は、「何歳まで」という年齢制限はありません。このため、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業経営を続け、本人の体力等に応じて経営継承の時期を決めることができます。

経営継承の対象となる農地等	引退の方法(経営継承)
① 農地、採草放牧地	後継者または第三者 ^(注) に、権利の移転・設定(期間10年以上)または返還をして、農業経営から引退する
② 残存耐用年数が10年以上の畜舎または温室	
③ 残存耐用年数が10年未満の畜舎、温室等の農畜産物の生産に使っている施設(パイプを直接地面に差し込む等の簡易なビニールハウス本体は除く)	後継者または第三者 ^(注) に、権利の移転・設定または返還をするか、農業に使わなくする(売却、供用廃止、用途変更)かして、農業経営から引退する

(注)「第三者」は、①および②と、③では要件が異なります。

- (①および②の第三者は、60歳未満の経営者、農業法人、農地中間管理機構、JA等。)  
(③の第三者には、このような要件はありません。)

### ■ 実体を伴った経営継承が必要

農業所得申告等名義などの農業経営者が保有する諸名義も併せて変更する必要があります。

## 家族経営協定により、共同経営者として保険料の国庫補助を受けた(政策支援加入した)配偶者の農業経営からの引退は？(農地等の権利を持っていない人の農業経営からの引退)

### ■ 農地等がない配偶者は協定の破棄等が必要

農地等の権利を持たない配偶者の場合は、家族経営協定を破棄、または同協定の経営参画条項を変更(共同経営者としての立場を削除)することにより、経営からの引退となります。

【資料】農業者年金の新制度と旧制度の対比（主要点）

項 目		新 制 度	旧 制 度
年金財政方式		積立方式： 加入者が自ら受け取る将来の年金給付のために保険料を積み立てる方式	賦課方式（世代間扶養方式）： 現役世代の保険料を現在の受給世代の年金の財源とする方式
加 入 要 件	加入年齢要件	・20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者 ・60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者	60歳までに20年の加入期間を満たす者（加入後、20年要件を満たすために加入を65歳到達まで延長可）
	農業上の要件	年間60日以上農業に従事	[当然加入] (1) 50a以上の農地等の権利名義がある者  [任意加入] (2) 30a以上50a未満の農地等の権利名義がある者 (3) 農業生産法人の構成員 (4) (1)(2)(3)の者から後継者指定を受けた直系卑属の1人 (5) 加入者等と家族経営協定を締結している配偶者
脱退		任意に脱退可能	当然加入の者は脱退できない (任意加入の者は脱退可)
保 険 料	金額	月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで（千円単位で設定可）	定額（平成11年1月から平成13年3月の法定額 月額20,440円）
	特例措置	保険料納付済期間等が20年以上見込まれ、農業所得が900万円以下である以下の者に対して、月額2万円の保険料のうち、4千円～1万円を国が補助  (1) 認定農業者かつ青色申告者 (2) 認定就農者かつ青色申告者 (3) 区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属 (4) 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者 (5) 区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	35歳未満の者について通常保険料の2/7を割引 (平成11年1月から平成13年3月の法定額 月額14,590円)
年 金 給 付	農業者老齢年金	・65歳から75歳までの間でご自身で選択した時期から受給（60歳から繰上げ受給可）開始 ・保険料納付済期間が1カ月以上あること ・脱退一時金なし	・65歳から受給開始 ・保険料納付済期間等が20年以上あること ・20年要件を満たせなかった人には脱退一時金（平成19年1月1日をもって時効となり請求できない）
	政策年金部分	特例付加年金（国からの保険料補助部分の年金） ・65歳以上で年齢上限なし（60歳から農業者老齢年金と併せて繰上げ受給可） ・保険料納付済期間等が20年以上あること（20年要件）	経営移譲年金（年金支給時に国が補助） ・60歳以降、経営移譲終了時から受給（65歳まで繰下げ受給可）開始 ・保険料納付済期間等が20年以上あること（20年要件）
	農業上の要件	・経営継承して農業経営を行わないこと（自留地を含む） ・経営継承の年齢制限なし	・経営移譲して農業経営を行わないこと（自留地を除く） ・経営移譲を65歳に達する前までに行うこと
死亡一時金		80歳までに死亡した場合、死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額を遺族に支給	保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合、遺族に支給  ただし、すでに受け取った年金が死亡一時金の額を超えている場合は死亡一時金なし

(注) この対比表は、基本的な違いについて、概略を整理したものです。

# 農業者年金に関する重要事項のご案内

農業者年金への加入にあたって、特にご確認いただきたい重要な事項についてお知らせします。お申し込みにあたっては、必ず内容をご理解の上、ご加入いただきますようお願いいたします。

## 1 農業者年金の運営について

農業者年金の運営は、独立行政法人農業者年金基金法、同法施行令等の法令及び独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」といいます。）が定める規程に基づき行われております。これら法令等は基金のホームページで、随時ご覧になれます。

## 2 保険料の納付方法等について

### (1) 保険料の納付方法

保険料は、加入者が指定するJA貯金口座から自動振替され、納付方法は、次の2種類の方法があります。

#### ①毎月納付

1か月を単位として、当月分を翌月23日（休日の場合は翌営業日）に納付します。

#### ②前納納付

毎年12月23日（休日の場合は翌営業日）に翌年の1年分を一括して納付します。

(2) 政策支援加入の区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合には、通常加入又は政策支援加入の他の区分への変更が必要となります。

(3) 政策支援に加入されている35歳未満の方は、保険料の額が35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

(4) 通常加入で2万円未満の保険料を納付している方が35歳になった場合又は政策支援の対象になる者に該当した場合には、保険料の変更（2万円以上）が必要になります。

### (5) 国民年金の付加年金への加入

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加保険料（月額400円）を納付することとなるので、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口又はお近くの年金事務所で付加保険料の納付届出の手続きをお願いします。

(6) 農業者年金と国民年金基金及び個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））（以下「国民年金基金等」という。）

は、重複加入ができませんのでご注意ください。

農業者年金に加入する前に既に国民年金基金等に加入していた場合は、農業者年金への加入後、国民年金基金等を脱退することになります。

## 3 年金原資の運用と運用収入の配分について

(1) 農業者年金は、自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資（年金原資）として積み立てていき、受給権発生時の年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。

資産運用は、基金が一元的に行っており、リスクの小さい国内債券を中心に国内外の債券や株式について、予め定めた資産構成割合^(注1)を維持するように分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用を行っています。

なお、各資産は、原則として時価評価（市場価格で評価）を行っているため、運用環境の変化などにより運用成績がマイナスになることがあります。

(2) 毎年度、決算に基づいて、各加入者には運用収入の配分（年度末の付利）を行います。年度末の付利は、その年度の運用収入から、付利準備金^(注2)への繰入れなどを控除した額が配分原資（付利原資）となります。

加入者ごとに計算したその年度の平均運用額により、付利原資を按分して配分額（付利額）を算定します。

(3) 資産運用上、納付された保険料の総額を年金原資が下回らないという保証はありませんが、(1)で述べたとおり、資産運用は比較的安全性の高い資産構成割合を採用しています。また、(2)で述べたとおり、付利準備金の制度を導入しています。

(4) 年度末の付利による配分額（付利額）や当該年度中の保険料の納付状況などの年金原資の積立に関するお知らせ（付利通知）を、その年度の運用成績や運用環境の資料とともに、6月の末日までに加入者の方に直接お送りします。

#### 4 資格喪失について

- (1) 農業者年金に加入された後、次のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者の資格を喪失します(当然喪失)。
- ① 死亡したとき
  - ② 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(例えば、60歳前に海外移住した場合)
  - ③ 国民年金の第2号被保険者(厚生年金加入者)となったとき
  - ④ 国民年金の第3号被保険者(厚生年金加入者の配偶者)となったとき
  - ⑤ 国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
  - ⑥ 60歳に達したとき
  - ⑦ 65歳に達したとき(国民年金任意加入被保険者が60歳以降に農業者年金に加入した場合のみ)
  - ⑧ 農業に従事する者でなくなったとき
- (2) 農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合、届出が必要となりますが、60歳又は65歳に達したことによる資格喪失の場合は必要ありません。
- (3) 農業者年金に加入された方は、いつでも基金に申し出て脱退することができます。この場合、申出を行った日の翌日に農業者年金の被保険者の資格を喪失します(任意脱退)。
- (4) 農業者年金を脱退しても、それまでに納付された保険料とその付利額は、将来、農業者老齢年金としてお支払いする原資となり、基金が管理・運用を継続しますので、死亡された場合を除き、一時金としての受給は出来ません。

#### 5 年金の支給要件と年金額等について

##### (1) 年金の支給要件と年金額

###### ア 農業者老齢年金

農業者老齢年金は、納付された保険料とその付利額が原資となる終身年金です。65歳以上の方は裁定請求すれば(裁定請求しない場合には75歳から)受給できますが、ご本人の請求により60歳まで繰り上げることができます。

農業者老齢年金の年金額は、年金原資(納付された保険料とその付利額)を年金現価率^(注3)で除した額となります。

なお、年金現価率は、年金の受給権が発生した時点の金利情勢や死亡生存の状況により決定されるため、現在の数値とは異なる場合があります。

###### イ 特例付加年金

特例付加年金は、国庫補助とその付利額が原資となる終身年金です。

特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の保険料納付済期間等が20年以上、②65歳に到達(ご本人の請求により60歳まで繰り上げることができます。)、③農業を営む者でなくなる(経営継承は65歳以降でも可能です。)、という3つの支給要件を満たした場合に受給できます。

また、受給開始後であっても、農業の再開などにより、③の要件を満たせなくなった場合には、特例付加年金の支給が停止されます。特例付加年金の年金額は、農業者老齢年金の計算方法と同様です。^(注4)

##### (2) 年金受給の手続きについて

支給要件を満たした場合には、受給を希望する時期に、JAに裁定請求してください。

なお、75歳までに裁定請求がなかった場合は75歳到達時で裁定します。(特例付加年金に請求期限はありませんが、死亡一時金の制度がありませんので、請求忘れにご注意ください。)

##### (3) 年金の支給方法について

年金の支給回数は、年金額(農業者老齢年金と特例付加年金を受給される場合は、合計額)が12万円以上の場合、年4回(2月、5月、8月及び11月)となりますが、年金額が12万円未満の場合には、年1回(11月)となります。

#### 6 死亡一時金について

##### (1) 死亡一時金の金額

80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。ただし、加入年齢や死亡年齢、それまでの運用益などによって、払い込んだ保険料を下回ることもあります。

##### (2) 死亡一時金の支給

死亡一時金は、死亡当時生計を同一にしていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹)に対して支給されます。(順位は記載順)

#### 7 時効について

- (1) 基金が保険料を徴収する権利は、その納付期限から2年を経過したとき
- (2) 被保険者等が保険料の還付を受ける権利は、その権利を行使できる時から2年を経過したとき

- (3) 受給権者等が年金及び死亡一時金の給付を受ける権利は、その権利を行使できる時から5年を経過したときは、時効によって消滅します。

#### 8 加入者、受給者等の個人情報について

- (1) 農業者年金への加入に伴いご提供いただいた加入者、受給者等の皆様の個人情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、加入者、受給者等の皆様へのご連絡、年金等のお支払いその他のサービスのみに利用します。

また、基金は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」といいます。)に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、同法その他関係法令に定めがある場合を除き、ご提供いただいた個人情報を、ご本人の同意なく、第三者に提供することはありません。

- (2) 基金では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「マイナンバー法」といいます。)に基づき地方公共団体情報システム機構に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務のみに利用し、同法に基づき適正に保管・管理いたします。

- (3) 基金が保有する加入者・受給者等の皆様の個人情報につきましては、個人情報保護法その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示及び訂正等を請求することができます。

基金へ被保険者の記録(個人情報)に関するお問い合わせをされる際には本人確認のため、農業者年金の被保険者証の記号番号、氏名、住所及び生年月日を確認させていただきます。

この「農業者年金に関する重要事項のご案内」は、「農業者年金被保険者証」、「被保険者のしおり」及び「加入申込書(本人控)」とともに大切に保管してください。

(注1) 令和7年4月1日現在、国内債券50%、国内株式15%、外国債券20%(為替ヘッジ比率75%程度)、外国株式15%。

(注2) 「付利準備金」とは、①65歳以上の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなる方のマイナス相当額を補うため、及び②各年度の付利原資がマイナスになった場合の補てんを行うための財源を、運用収入の一部を留保する方法により積み立てたものであり、①を優先して、付利準備金の額を限度に補てんを行います。ただし、②の補てんは、付利準備金の必要な水準が確保されるまでの間は、行われません。

(注3) 農業者老齢年金の年金現価率は、一定の年金額を終身

にわたって支給し、80歳前に死亡した場合には死亡一時金を遺族に支給する(「6 死亡一時金について」参照)ためには、年金額の何倍の年金原資があれば財政的に均衡するかを示した数値で、農林水産省が予定利率と予定死亡率に基づき定めています。

(注4) 特例付加年金の年金現価率は、一定の年金額を終身にわたって支給するために、年金額の何倍の年金原資があれば財政的に均衡するかを示した数値で、農林水産省が予定利率と予定死亡率に基づき定めています。

この「農業者年金に関する重要事項のご案内」は、令和7年4月1日現在の関係法令等に基づくもので、今後の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

#### 《農業者年金についてのお問い合わせ先》

**独立行政法人 農業者年金基金** 〒160-8504 新宿区四谷3-2-1 フロントプレイス四谷3階・4階

〒160-8504 東京都新宿区四谷3丁目2番1号 フロントプレイス四谷3階・4階

農業者年金制度の全般について 企画調整室 Tel: 03-5919-0332

被保険者資格及び保険料の徴収等について 業務部適用・収納課 Tel: 03-5919-0335

年金の受給について 業務部給付課 Tel: 03-5919-0337



農業者年金基金ホームページ  
(<https://www.nounen.go.jp>)

(令和7年4月1日)

# 3 農業者年金と他の年金制度（2階部分）の比較（まとめ）

## ■ 農業者の方が選択できる2階部分の年金は「農業者年金」「個人型確定拠出年金（iDeCo）」「国民年金基金」の3種類。

農業者年金は、①厚生年金と同様の「終身年金」であり、②同一生計の家族分を含めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、運用益も非課税です。さらに③65歳以上の年金裁定時に元本割れしている場合は、マイナス分を補う危険準備金の仕組みが設けられており、④事務経費は国が支出していること等、頑張っている農業者を支える制度となっております。

### ■簡易版 農業者年金と他の年金との比較

	農業者年金	個人型確定拠出年金（iDeCo）	国民年金基金
終身型選択の余地	終身のみ	選択は可能	終身＋選択型
社会保険料控除など税制面の優遇措置	○ 同一生計家族分	○ 本人のみ	○ 同一生計家族分
加入者の事務費負担の有無	無	有	有
保険料積立金額が元本を下回った場合の措置	○	×	○ 予定利率
国庫による保険料補助	○	×	×
死亡一時金の有無	○ 全額非課税	○ 法定相続人×500万円まで非課税	○ 全額非課税
個人による運用指図	×	○	×

### ■詳細版 農業者年金と他の年金との比較

	農業者年金	個人型確定拠出年金（iDeCo）	国民年金基金
1. 年金制度の特徴			
財政方式	・いずれの年金制度も積立方式（将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代の間に積み立てておく方式）		
年金のタイプ	・被保険者期間：確定拠出型 ・受給権者期間：確定給付型 ※確定拠出年金と確定給付年金のメリットを組み合わせた制度設計	・確定拠出年金	・確定給付年金
2. 加入要件関係			
加入資格	・年間60日以上農業従事者 ・年齢が20歳以上65歳未満の者 ・国民年金第1号被保険者（保険料免除者除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）	・農業者年金の加入資格を満たす者は加入できる ※国民年金基金との重複加入は可能 ※農業者年金との重複加入は不可	・農業者年金の加入資格を満たす者は加入できる ※個人型確定拠出年金との重複加入は可能 ※農業者年金との重複加入は不可
任意脱退の可否	・本人の意思で任意脱退できる	・任意脱退できない ・農業者年金に加入した時は強制的に脱退。（別途手続きが必要）	・任意脱退できない ・農業者年金に加入した時は強制的に脱退。（別途手続きが必要）

	農業者年金	個人型確定拠出年金（iDeCo）	国民年金基金
3. 保険料関係			
保険料（掛金）の決め方	・各自で設定（千円単位で設定可能）	・各自で設定（千円単位で設定可能）	・掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別により決定（自由に設定できない）
納付できる保険料（掛金）	上限：月額6万7千円 下限：・35歳未満で一定の要件を満たす者は、月額1万円 ・その他の者は、月額2万円 ※政策支援加入の保険料は、特例保険料と国庫補助を合わせて2万円で固定	上限：6万8千円※1 下限：5千円 ※1 国民年金第1号被保険者の掛金 ※2 掛金の上限6万8千円は、国民年金基金の掛金及び国民年金付加保険料との合計額	上限：6万8千円※1 ※1 掛金設定の自由度が制限されているため、掛金を上限（限度額）まで設定できないことがある ※2 掛金の上限6万8千円は、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金との合計額
保険料（掛金）の国庫補助	・政策支援加入者は、月額2万円の保険料について、最大月額1万円の国庫補助がある	・国庫補助なし	・国庫補助なし
納付方法	・毎月納付 ・前納納付（1年分の保険料を前納すると、各月の保険料の額を年0.1%の利率により複利現価法で計算した額を割引）	・毎月納付 ・複数月分や1年分の掛金をまとめて拠出することも可能（掛金の割引なし）	・毎月納付 ・前納納付（1年分の掛金を前納すると0.1か月分の掛金が割引）
保険料（掛金）の変更	・保険料額は、毎月変更が可能 ※政策支援加入期間は保険料の増額不可	・掛金額は、年1回に限り変更が可能	・事前申出により、口数単位で掛金額を変更（増口、減口）可能（ただし、1口目は減口不可）
4. 受給関係			
年金給付の種類	自分が納付した保険料とその運用益は「農業者老齢年金」、政策支援加入者への国庫補助とその運用益は「特例付加年金」として支給 ・農業者老齢年金（終身年金） 65歳から75歳までの間で、ご自身で選択した時期から受給開始（60歳から支給繰上げ請求可） ・特例付加年金（終身年金） 65歳以降から支給（上限なし） （60歳から支給繰上げ請求可） ※政策支援加入していた者が、農業経営を引退（経営継承等）することが必要 ※支給繰上げ請求する場合は、農業者老齢年金を受給していること又は、同時に支給繰上げ請求することが必要 ※終身年金は、一生涯受け取ることができる	積み立てた年金資産（自分が拠出した掛金とその運用益）を、「老齢給付金」として受給 ・5年以上20年以下の有期年金又は一時金（併給可） ※金融機関によっては、終身年金として受け取れる商品もある 原則、60歳から請求可能で、遅くとも75歳になるまでの間にご自身で選択した時期から受給開始 【加入期間等と受給開始可能年齢】 ・10年以上⇒60歳 ・8年以上10年未満⇒61歳 ・6年以上8年未満⇒62歳 ・4年以上6年未満⇒63歳 ・2年以上4年未満⇒64歳 ・1年以上2年未満⇒65歳 ※受給開始年齢前に、傷病によって一定以上の障害状態となった場合は、「障害給付金」として請求することも可	加入時に、口数や給付の型を自分で選択。給付の型ごとの支給開始時期より、「老齢年金」を支給 ・1口目（終身年金2種類から選択） ・A型（65歳支給、15年保証期間付） ・B型（65歳支給、保証期間なし※） ※B型は遺族一時金がないため、同じ終身年金であるA型よりも保険料が割安 ・2口目以降（終身年金2種類、確定年金5種類から選択） ・A型、B型（上記） ・I型、II型（65歳支給） ・III型、IV型、V型（60歳支給） ※I型～V型は保証期間が異なる（5年～15年） ※確定年金は、年金額・加入時の年齢等が同じ条件であれば終身年金よりも保険料が割安であるが、受給できる期間が決まっており、一生涯受給することができない

	農業者年金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	国民年金基金
4. 受給関係（続き）			
死亡一時金 (遺族一時金)	・あり（死亡一時金） 80歳までに死亡した場合 死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値相当額を支給	・あり（死亡一時金） 死亡者に係る個人型確定拠出年金 (iDeCo) の資産額に基づいて支給	・あり（遺族一時金） ① A型、I型～V型（保証期間中に死亡した場合） ・年金受給前死亡：加入時の年齢、死亡時の年齢、死亡時までの掛金納付期間に応じた額を支給 ・保証期間中に死亡：残りの保証期間に応じた額を支給 ②保証期間のないB型：1万円を支給
脱退一時金	・なし（将来年金として支給）	・原則、なし (国民年金の保険料免除者になる等の一定の要件を全て満たした場合に限定)	・なし（将来年金として支給）
5. 年金資産の運用関係			
運用方法	・一元的に運用・管理	・個人毎に運用商品を選択でき、随時見直しができ、保有資産の資産構成割合の変更（スイッチング）も可能	・一元的に運用・管理
元本割れの対応措置	65歳以上の年金裁定時に、付利累計額がマイナス（元本割れ）となる方のマイナス相当額を補填する仕組み（付利準備金）がある	・なし（運用結果はすべて自己責任） ・銀行預金等の元本割れリスクがない商品での運用も可能だが、利回りが低いため、手数料負けする可能性あり	・確定給付型の年金制度であるため、元本割れの概念がない（年金額に影響なし）
6. その他			
手数料	・なし	・加入・移換時手数料（初回1回のみ）：2,829円 ・加入者手数料（掛金納付の都度）：105円 ・還付手数料（その都度）：1,048円 といった国民年金基金連合会への手数料の他、基本的に運営管理機関の手数料、事務委託先金融機関（信託銀行）の手数料が別途かかる	・なし

	農業者年金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	国民年金基金
税制優遇	・支払った保険料は「社会保険料控除」の対象 ※同一生計の配偶者等の保険料を支払った場合、自分の保険料と合わせて所得控除可	・支払った掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象 ※加入者本人の掛金のみ所得控除可	・支払った掛金は「社会保険料控除」の対象 ※同一生計の配偶者等の保険料を支払った場合、自分の保険料と合わせて所得控除可
	・運用益は非課税	・運用益は非課税	・確定給付型の年金制度のため、運用益は個人に帰属しない
	・年金は公的年金等控除の対象	・年金は公的年金等控除の対象 ・一時金は退職所得控除の対象（掛金の拠出期間を勤続年数とみなす）	・年金は公的年金等控除の対象
	・死亡一時金は全額非課税	・死亡一時金は相続税課税（みなし相続財産）	・遺族一時金は全額非課税

※令和7年4月1日現在のデータをもとに作成

農業者年金とNISAとの違い

項目	農業者年金	NISA
年間投資枠 (年間保険料)	24万円～80万4千円 ※35歳未満は12万円～	360万円 (つみたて投資枠:120万円、成長投資枠:240万円)
資金の引き出し	原則65歳以降 (年金として受取)	いつでも可能
税制優遇 (購入時・保険料拠出時)	全額所得控除 (社会保険料控除)	無
税制優遇（運用中）	運用益が非課税	運用益が非課税
税制優遇（受取時）	公的年金等控除の対象	投資枠1,800万円までの運用益が非課税
元本割れの措置	危険準備金からマイナス分を補填 (65歳以上裁定時)	無
事務費負担	無	有 (売買手数料や信託報酬等)

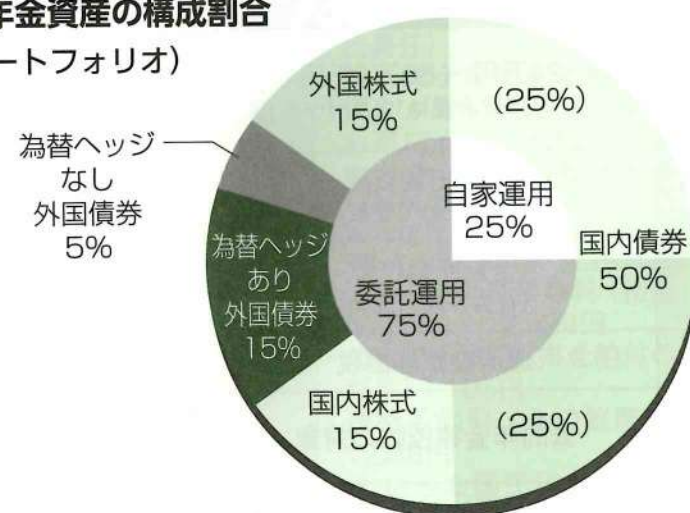
# 4 農業者年金の資産運用の特徴

■ 加入者が保険料を支払ってから、年金を受け取るまでの間、農業者年金基金がその保険料や保険料の国庫補助金（年金資産）を運用して、将来の年金給付の財源としています。

- ①被保険者・待期者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用
- ②受給権者になると、年金資産は国内債券で運用
- ③資産運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う仕組みあり
- ④積立・運用状況を毎年お知らせ

## 1) 被保険者・待期者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用

基本となる年金資産の構成割合  
(被保険者ポートフォリオ)



### ■ 安全性と一定の利回りの確保を目指した運用

農業者年金は、保険料を納付している被保険者であるときと60歳に到達する等年金の受給開始を待っている待期者であるときの資産運用は、年金資産の安全かつ効率的な運用のため、長期にわたり維持すべき資産割合を設定して、円グラフのように複数の資産に分散し、リスクの少ない国内債券を中心に株式等を一定割合組み合わせて、一定の利回りを確保するように運用しています（期待する運用利回りは2.72%、想定される乖離幅5.12%）。

運用においては、例えば、国内株式の場合、ある銘柄を独自の判断で売買して利益を得ようとする運用を行うのではなく、東京証券取引所プライム市場上場の平均株価的な性格の東証株価指数「TOPIX」と連動するよう、約1,700銘柄（令和7年2月末現在）を長期保有して、市場平均並みの収益の獲得を目指した運用をしています。

### 5年平均利回り

	5年の平均利回り
平成14～18年度	3.45%
平成15～19年度	3.43%
平成16～20年度	0.27%
平成17～21年度	1.36%
平成18～22年度	▲0.53%
平成19～23年度	▲0.70%
平成20～24年度	2.12%
平成21～25年度	5.69%
平成22～26年度	5.62%
平成23～27年度	5.49%
平成24～28年度	5.67%
平成25～29年度	4.72%
平成26～30年度	3.51%
平成27～令和元年度	1.36%
平成28～令和2年度	3.61%
平成29～令和3年度	3.43%
平成30～令和4年度	2.25%
令和元年度～5年度	3.84%

### 年金資産の運用実績

	運用利回り
平成14年度	▲4.65%
平成15年度	5.99%
平成16年度	3.40%
平成17年度	9.80%
平成18年度	3.27%
平成19年度	▲4.73%
平成20年度	▲9.25%
平成21年度	9.14%
平成22年度	▲0.06%
平成23年度	2.36%
平成24年度	9.62%
平成25年度	7.75%
平成26年度	8.78%
平成27年度	▲0.69%
平成28年度	3.26%
平成29年度	4.75%
平成30年度	1.71%
令和元年度	▲2.08%
令和2年度	10.82%
令和3年度	2.39%
令和4年度	▲1.08%
令和5年度	9.85%

平均運用利回り 3.05%

### ■ 資産構成割合を維持してリスクを分散

長期にわたり維持すべき資産構成割合を定め、この構成割合を維持するように運用しています。このことには、次のような合理性があります。

- 例えば、国内株価が低迷し保有する国内株式の時価評価額が低下した場合
  - 資産構成に占める国内株式の構成割合が15%を下回るようになる
  - この15%の割合を維持するよう、納付される保険料は、国内株式に投資
  - その後、国内株価が回復し上昇すると、
  - 国内株価の低迷前に保有していた国内株式だけではなく、国内株価の低迷時に投資して保有している国内株式を合わせた時価評価額が上昇
  - 増幅された評価益が発生
- 逆に、国内株式の時価評価額が上昇した場合
  - 資産構成に占める構成割合が15%を上回るようになる
  - この15%の割合を維持するよう、納付される保険料で、国内債券等が買い増しされ、安定資産が増え、リスクの分散が行われます

2) 受給権者の年金資産は国内債券で運用

■ 年金資産は、より安定した運用と年金の確実な支払いのため、国内債券で運用しています。

3) 資産運用がマイナスになった場合のマイナス分を補う仕組み

■ 資産運用のマイナスを補う2つの仕組みがあります

- ① 65歳以上の年金裁定のときに、仮に付利累計額がマイナスとなって、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回るようなことになった場合には、マイナス分を補います。
- この仕組みは、65歳以上の年金裁定時にしか適用されず、64歳までの繰り上げ支給の際と死亡一時金の算定の際には適用されません。
- ② また、決算の結果、運用成績がマイナスとなった場合には、翌年度以降に①で取崩すことが見込まれる額等を除いた額を上限として、マイナス分を補います。
- この仕組みは、①に必要な水準が確保されるまでは行われません。

■ このマイナス分を補う仕組みである危険準備金（付利準備金）は、一定以上の運用益からその一部を少しずつ積み立てておき、マイナス運用のリスクに備えているものです。

■ 付利準備金の水準が適切かどうか、毎年度、農業者年金基金で検証しています。

4) 毎年の積立・運用状況を加入者に通知

■ 毎年度の年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して、「運用（付利）結果のお知らせ」によりお知らせしています。

これにより、①自分が支払った保険料や、②保険料の国庫補助のある人は国庫補助金がいくらになっているか、③保険料や国庫補助金の運用益がどうなっているかが、個人ごとに分かるようになっています。

【参考】 運用結果と納付状況のお知らせ《印字例》

〒105-8010  
東京都港区西新橋1丁目6番21号  
  
農 年 太 郎 様  
カスタマーコード欄  
プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、令和5年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。  
  
令和6年6月24日  
独立行政法人農業者年金基金

被保険者記号番号  
XXXXXX-XXXXXXXXXXXX

1. 付利額などのお知らせ  
(単位：円)

	令和5年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和6年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者 老 年 金	計	3,860,283	4,448,047	587,764
	保険料納付額	2,920,000	3,160,000	240,000
	付利額	940,283	1,288,047	347,764
特例 付 加 年 金	計	3,055,976	3,323,654	267,678
	国庫補助額	2,160,000	2,160,000	0
	付利額	895,976	1,163,654	267,678
合 計	計	6,916,259	7,771,701	855,442
	保険料納付額	2,920,000	3,160,000	240,000
	国庫補助額	2,160,000	2,160,000	0
	付利額	1,836,259	2,451,701	615,442

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事 項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘 要
R 5. 3. 31	前年度末合計額	3,860,283	3,055,976	
R 5. 4. 24	R 5年 3月分保険料	20,000	0	
R 5. 5. 23	R 5年 4月分保険料	20,000	0	
R 5. 6. 23	R 5年 5月分保険料	20,000	0	
R 5. 7. 24	R 5年 6月分保険料	20,000	0	
R 5. 8. 23	R 5年 7月分保険料	20,000	0	
R 5. 9. 25	R 5年 8月分保険料	20,000	0	
R 5. 10. 23	R 5年 9月分保険料	20,000	0	
R 5. 11. 24	R 5年 10月分保険料	20,000	0	
R 5. 12. 25	R 5年 11月分保険料	20,000	0	
R 6. 1. 23	R 5年 12月分保険料	20,000	0	
R 6. 2. 26	R 6年 1月分保険料	20,000	0	
R 6. 3. 25	R 6年 2月分保険料	20,000	0	
R 6. 3. 31	R 5年度付利額	347,764	267,678	R 5年度運用分
R 6. 3. 31	当年度末合計額	4,448,047	3,323,654	今回通知額

《印字例の説明》  
モデルケースを設定して、モデルケースの方の「令和5年度運用（付利）結果のお知らせ」に印字される金額を記載してあります。  
  
・モデルケース  
① 新制度発足時（平成14年1月）に20歳で加入し、現在も加入を継続  
② 平成28年12月分まで：保険料月額1万円、国庫補助1万円  
平成29年1月分より：保険料月額1万4千円、国庫補助6千円  
令和4年1月分より：保険料月額2万円  
（平成29年1月に35歳、令和4年1月に40歳に到達したため、保険料及び国庫補助額が変更）  
③ 保険料は、毎月期限どおりに納付

(裏面に、このお知らせの見方があります。)

○「付利額などのお知らせ」の見方

前年度末の額を表示する欄です。

前年度末以前に遡及して資格が変更され、前年度末の付利額等が修正された場合に使用する欄です。該当する方のみ数字が入ります。

保険料、国庫補助額、それらの付利額の累計額をお知らせする欄です。

今回の増減額をお知らせする欄です。前年度末の額が修正された場合には、修正後の額からの増減になります。

農業者老齢年金の原資になる保険料やその付利額についての欄です。

特例付加年金の原資になる国庫補助やその付利額についての欄です。  
特例付加年金は、経営継承などの受給要件を満たした場合に支給されます。

農業者老齢年金と特例付加年金の合計欄です。

1. 付利額などのお知らせ (単位:円)

	令和5年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和6年3月末 (当年度末)	当年度増減
計		-		
農業者老齢年金		-		
保険料納付額		-		
付利額		-		
特例付加年金		-		
計		-		
国庫補助額		-		
付利額		-		
合計		-		
保険料納付額		-		
国庫補助額		-		
付利額		-		

付利額は、運用収入(運用コスト控除後)に制度上必要な調整等を加えた額を、個人ごとの期間中に運用した額の平均額に応じて、按分した額です。(付利額の算定方法を参照)

○「保険料の納付状況などのお知らせ」の見方

「保険料の納付状況などのお知らせ」では、年度中の保険料納付額や国庫補助額の増減、付利額の増減をお知らせします。

事項欄には、保険料の納付などの増減に関わる事項が、日付欄には、納付日や処理日などが表示されます。

保険料納付額欄と国庫補助額欄には、その増減額が、摘要欄には、必要場合に補足する情報が表示されます。

ただし、前納保険料については、農業者年金基金が一旦お預かりして、毎月、保険料に振り替えますので、12月の前納保険料額と年度末時点にお預かりしている残額を最後にまとめてお知らせしています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
R 5. 3. 31	前年度末合計額			
R 5. 4. 24	R 5年 3月分保険料			
R 5. 5. 23	R 5年 4月分保険料			
R 5. 6. 23	R 5年 5月分保険料			
R 5. 7. 24	R 5年 6月分保険料			

区分	日付欄表示内容	事項欄表示内容	摘要欄表示内容
保険料の毎月納付	納付日	Ryy年mm月分保険料	
前納保険料を毎月末に保険料に振替	月末日	Ryy年mm月分(前納)	
保険料の遡及納付	納付日	保険料遡及納付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
国庫補助の遡及助成	処理日	国庫補助追加	Ryy. mm~Ryy. mm分補助分
保険料の遡付	処理日	保険料遡付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
前納保険料の振替取消	処理日	前納保険料振替取消	Ryy. mm~Ryy. mm分振替分
国庫補助返還	処理日	国庫補助返還	Ryy. mm~Ryy. mm分補助分
資格の遡及変更等に伴う過年度付利額の調整	日付表示なし	過年度付利調整額	資格の遡及変更等に伴う調整
前年度末合計額	前年度末日	前年度末合計額	
当年度付利額	年度末日	Ryy年度付利額	Ryy年度運用分
当年度末合計額	年度末日	当年度末合計額	今回通知額
前納保険料の納付(金額欄はカッコ書き)	納付日	Ryy年分前納保険料	各月末に保険料に振替
前納保険料残高(金額欄はカッコ書き)	年度末日	前納保険料残高	Ryy. mm~Ryy. mm分残高

○ 付利額の算定方法

付利額の計算では、まず、全体の付利の原資になる額を決めます。この額は運用収入(運用コスト控除後)から、①前納保険料の割引額(0.1%相当)、②年金や死亡一時金を裁定した方への付利額、③年度末付利の対象者や給付を裁定した方の付利準備金繰入額、④年度末付利の対象者や給付を裁定した方の調整準備金繰入額などを調整したあとの額になります。

次に、個人ごとの保険料や国庫補助などの平均額(平均残高)に、付利率を乗じて付利額を求めます。付利率は、全体の付利の原資を全体の平均残高の合計額で割って求めるもので、令和5年度は年8.75%になりました。

平均残高は、月単位で計算を行い、毎月運用した額の年間の平均額に相当します。このため、毎月納付の保険料は、翌月23日を基準に納付され、翌々月1日から平均残高の算定の基礎になります。また、前納保険料の場合は、お預かりしている額から、毎月末日に、保険料に振り替えますので、その翌月1日から平均残高の算定の基礎になります。

第3部

加入推進活動

# 1 若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動

## 第5期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について

令和5年度～9年度を対象期間とする第5期中期目標（令和5年3月3日 厚生労働省・農林水産省指示）において、若い農業者及び女性農業者に重点を置いて制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、加入目標数として、対象期間の終了時である令和9年度末までに、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の新規加入者）5,500人以上、女性の新規加入者3,400人以上をそれぞれ確保することが設定されました。

前中期目標期間中には、加入目標数を確実に達成するために「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンに掲げて、加入推進運動に取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、取り組みは遅れています。

このため、第5期中期目標の重点対象となる若い農業者及び女性農業者への制度の周知徹底を図る旨を明確にし、加入者累計15万人を早期に達成するため、スローガンを「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」として展開します。

この加入者累計15万人を早期に達成できるよう、以下のとおり新規加入者の目標を設定し、当該目標の達成を目指す中で、中期目標の着実な達成を図ることとします。

### ■ 全国の目標数

#### 【若い新規加入者の目標数】

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,700人	1,700人	1,600人	1,400人	1,300人

#### 【女性の新規加入者の目標数】

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,000人	1,000人	1,000人	900人	800人

#### 【新規加入者全体（20歳以上64歳以下）の目標数】

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
3,000人	3,000人	2,800人	2,600人	2,500人

### ■ 都道府県段階の目標数

都道府県段階の目標については、全国の目標数を、加入対象者数（＝基幹的農業従事者数－被保険者数）のウェイト等により按分した数値とします。

### ■ 市町村段階の目標数

市町村段階（市町村及びJA）の目標については、各都道府県段階の業務受託機関において、当該都道府県の目標を、農業者年金の加入対象者数の当該都道府県に占める各市町村又はJAの割合を勘案して配分することを基本とし、当該数値、又は当該数値を上回る数値とします。

# 2 農業者年金を知っていただく取り組みが重要

## 農業者年金制度の内容をよく「知らない」人が依然として多い。

### ■ 加入する前に農業者年金制度をどの程度知っていましたか？

「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約7割。若い人ほどその割合が多い。また、就農6年以上の人でも、その割合は約6割。「農業者年金」の名前は広まっていますが、その中身を理解している人はとても少ないのが現状です。

（世代別）

（単位：％）

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
よく知っていた	4	2	3	5	5	6
ある程度知っていた	32	28	33	32	36	34
ほとんど知らなかった	51	49	51	53	52	39
全く知らなかった	15	23	15	12	10	23

（就農時期別）

	全体	0～2年前	3～5年前	6年以上前
よく知っていた	4	3	3	4
ある程度知っていた	32	26	34	35
ほとんど知らなかった	51	49	50	54
全く知らなかった	15	24	15	9

## 「農業委員会・JAに掲示されたポスター、チラシ」がよく見られており、広報誌の割合も高い。

農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは？

(単位：%)

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
市町村（農業委員会）に掲示されたポスター、チラシ	25	23	26	25	24	27
JAに掲示されたポスター、チラシ	22	21	23	20	21	22
市町村（農業委員会）の広報誌	12	11	10	14	16	18
JAの広報誌	11	12	11	9	14	5
ラジオCM	5	5	6	5	4	5
農業者年金基金HP	4	2	4	4	4	5
新聞・業界誌	3	3	2	3	3	0
市町村・JAのHP	1	2	1	2	1	5
WEB広告	0.4	0.5	0.3	0.5	0.3	0.0
SNS（農林水産省フェイスブックを除く）	0.2	0.3	0.3	0.2	0.0	0.0
農林水産省フェイスブック又はメールマガジン	0.2	0.0	0.3	0.2	0.3	0.0
該当なし	21	23	21	22	17	18

## 加入の決め手は、「家族からの勧め」、「戸別訪問」。

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が4割近くとなっており、特に若い人ほど「家族からの勧め」が多い。また、「農業委員会・JA関係者の戸別訪問」も2割近くとなっている。

(単位：%)

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
家族からの勧め	36	51	38	27	27	20
農業委員会・農業委員による戸別訪問	17	19	17	17	18	5
自身で判断	15	7	14	16	23	40
知人からの勧め	8	5	9	10	7	5
JAによる戸別訪問	8	8	6	9	8	5
農業委員会・農業委員から戸別訪問以外の勧め	8	6	6	10	8	5
JAから戸別訪問以外の勧め	6	5	7	6	5	0
チラシ・ポスターを見て	4	2	4	5	5	10
専門家（税理士等）への相談	2	2	2	3	2	5
その他	2	1	2	2	1	5

## 「老後生活の安定のため」と考え加入している方と、「税制優遇」に魅力を感じ、加入している方が多い。

加入しようと思った農業者年金の魅力は？

(単位：%)

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
国民年金に上乗せできるから	32	36	31	31	33	37
保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	21	14	21	24	24	17
積立て方式だから	12	13	12	12	9	7
保険料が自由に決められるから	11	9	10	11	11	17
生涯受給できる終身年金だから	11	11	10	12	11	10
任意に加入・脱退ができるから	8	8	8	7	8	4
一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから	3	6	5	1	1	4
80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	2	2	2	3	3	0
よくわからない	2	3	2	1	1	0
事務経費の負担がないから（国費で負担）	2	2	2	1	2	4
年金資産の運用実績が良いから	1	1	2	2	2	0
その他	1	0	1	1	2	4

## 知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「加入資格がなかった」等。

農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は？

(単位：%)

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
詳しい説明を聞く機会がなかった	39	34	41	40	39	50
加入資格がなかった（他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等）	18	21	18	16	17	34
年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた	17	28	19	14	7	0
保険料の負担が大きかった	17	9	13	23	24	17
公的年金全般への不安感	6	4	5	6	8	0
保険料補助の対象外だった	3	5	4	0	4	0
その他	3	2	4	3	5	0

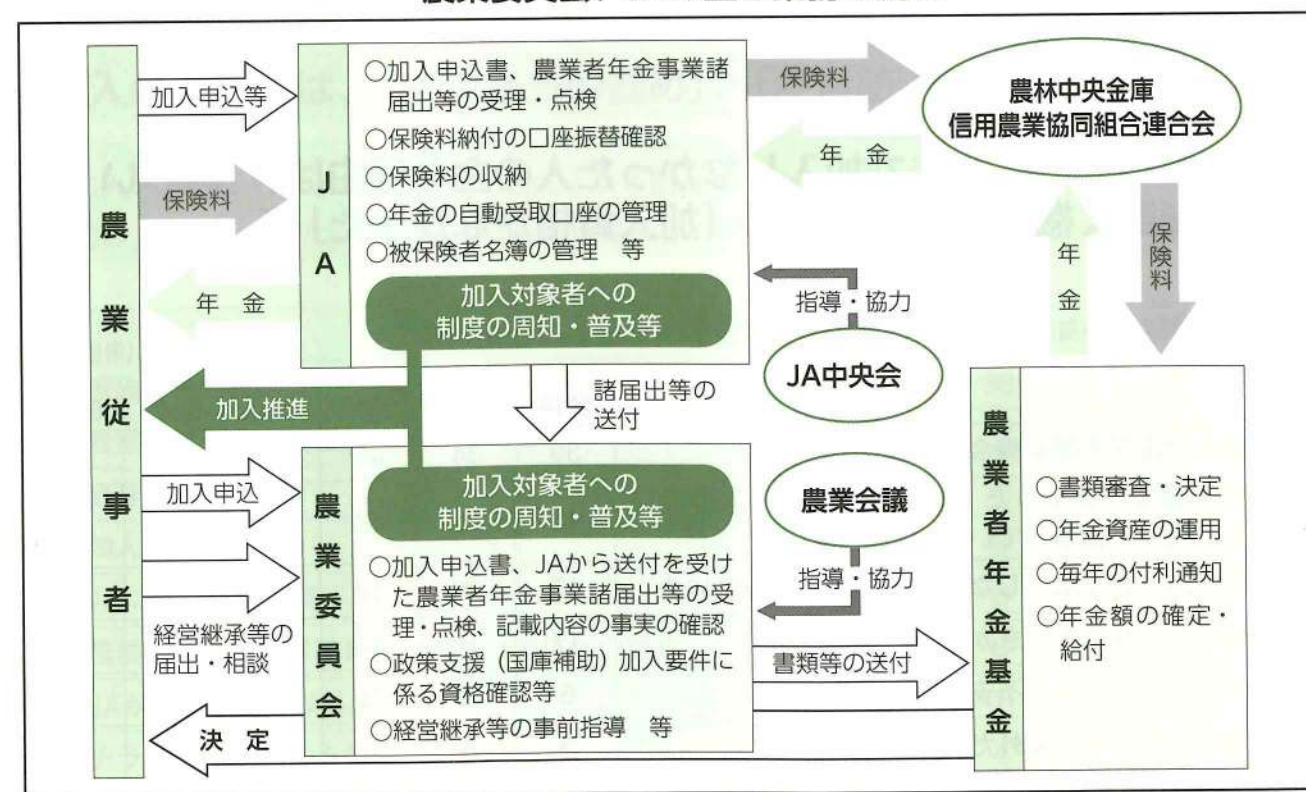
（令和6年度の新規加入者アンケート結果より）

### 3 農業委員会とJAは 加入推進・各種事務の窓口

**農業者年金の加入推進や加入者・受給者との窓口は農業委員会とJAが担っている。**

- 農業委員会は、制度改正を踏まえた制度の周知・普及とあわせ、新規加入者の受付窓口をはじめ加入者・受給者からの諸届出等の受付、点検、記載内容の事実確認等、政策年金が適正に運営されるよう重要な役割を担っています（農業者年金基金と市町村（農業委員会）との委託契約）。
- JAは、制度改正を踏まえた制度の周知・普及とあわせ、新規加入者の受付窓口をはじめ諸届出等の受付、点検、保険料の収納等、加入者・受給者との窓口や金融機関としての重要な役割を担っています（農業者年金基金とJAとの委託契約）。
- 農業委員会・JAとも上記各種事務の窓口であると同時に加入希望者が訪れる窓口でもあり、加入希望者にその制度やメリットをしっかりと周知・普及する重要な役割を有しています。

農業委員会、JAの主な業務の流れ



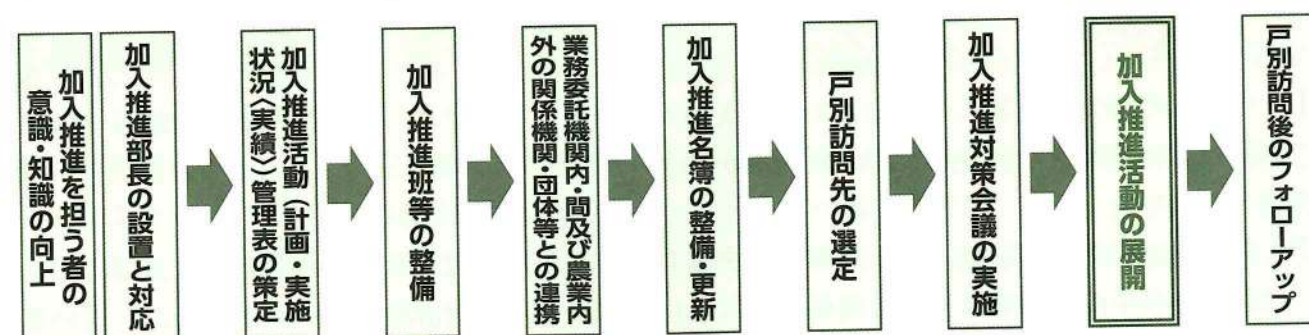
### 4 加入推進の重点的対象

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、以下のとおり、加入推進の重点対象に対して、農業者年金のメリット等の周知活動を強化し、加入の働きかけを実施します。

- ① 中高年の経営主の加入への働きかけや既加入者等をきっかけとした、配偶者や後継者その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ
- ② 農業関係団体等と連携した新規就農者をはじめとした若い農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした、若い農業者への働きかけ
- ③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした、女性農業者への働きかけ
- ④ 政策支援の要件を満たす者への政策支援加入や保険料2万円未満での加入者の政策支援加入への働きかけ

# 5 加入推進活動の流れ

加入推進活動の流れは、一般的に以下のように整理されます。



## 1) 加入推進を担う者の意識・知識の向上

業務受託機関をはじめ、加入推進を担う以下の者は、地域の農業者が農業者年金について理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、当該加入推進を担う者の対応にかかっていることを強く認識し、農業者年金に係る知識の向上を図ることが重要です。

### 【加入推進を担う者】

加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA役員、JA組合員組織の担当者、以上のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOB等



## 2) 加入推進部長の設置と対応

市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関からの加入推進部長の推薦依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を年度当初に作成・提出します。加入推進部長は、加入推進を担う者の中から、農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つ者で、以下の役割と活動を担う適正な者を、行政部局等が有する情報も参考にして選定します。



### 【加入推進部長の役割と活動】

- ① 加入推進活動のリーダーとして、「加入推進部長推薦・加入推進活動計画」（様式1号）を策定し、「加入推進対策会議」で中心的役割を果たします。
- ② 加入推進班のメンバーとの情報交換、加入推進活動の働きかけ・サポートを行います。
- ③ 加入推進部長自らも、新規就農者をはじめとする若い農業者や女性農業者、認定農業者等が参加する各種会議等での制度の説明、戸別訪問への同行等の活動を積極的に行います。

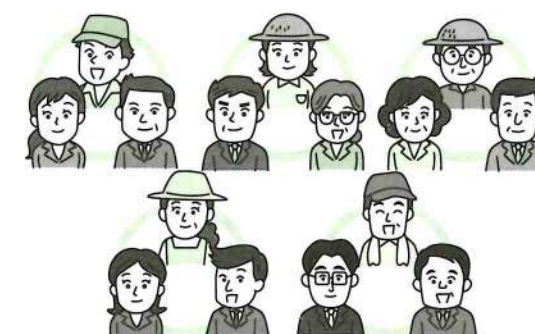
## 3) 加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表の策定

農業委員会とJAは、相互に連携して、加入推進体制や加入推進名簿の整備、加入推進強化月間の設定、戸別訪問の実施等、加入推進に係る計画について検討した上で、それぞれ「加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第7号）に記入し、「加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第2号、以下「管理表」という。）を策定します。



## 4) 加入推進班等の整備

加入推進を担う者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備します。または、加入推進部長のほか、加入推進を担う者の中で、地区別担当者等、加入推進活動における役割分担・責任関係を明確にして、連絡体制を整備する等、加入推進が着実かつ機動的に実行できる体制を整備して下さい。



## 5) 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化し、新規就農者や女性農業者が集う機会の情報等を共有し、こうした機会を有効に活用します。

さらに、農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やしましょう。



## 6) 加入推進名簿の整備・更新

農業委員会及びJAは、それぞれの組織が定めている個人情報に係る規程を踏まえつつ、それぞれが有する農業者の情報のほか、連携している各組織内の他部署や関係機関・団体等を通じて得た情報等を活用して、以下のとおり、加入推進名簿を作成(様式例3)します。

- ① 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報や農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとしつつ、市町村の関係部署や農業関係機関等と連携して、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者(農業次世代人材投資資金受給者)リスト、「地域計画」の地域内の農業を担う者リスト、家族経営協定の締結リスト、JA生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成します。
- ② JAは、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成します。



過去の戸別訪問や働きかけの状況等について記載した「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)の有用な情報や、農業内外の連携した取り組みによる説明会等の機会を得た新規就農者等の新たな情報を記入して、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にし、今後の加入推進活動に活用します。

## 7) 戸別訪問先の選定

加入推進の重点対象を念頭に、これまでの推進状況、加入推進体制等地域の実情も踏まえ、かつ、個人情報に係る規程を踏まえつつ、加入推進名簿に基づき今年度の戸別訪問対象者を選定し、連携した戸別訪問の実施のためのリストを作成します。



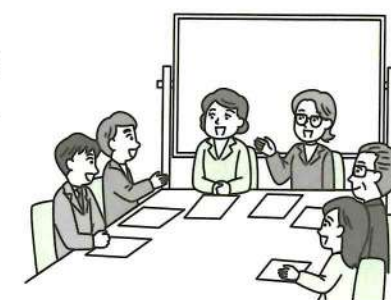
## 8) 加入推進対策会議の実施

管理表に基づいた年間の活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動について、農業委員会関係者やJA関係者等の加入推進を担う者で打合せを行うための加入推進対策会議を開催します。

加入推進対策会議は、四半期毎を目途に開催して、管理表等により、加入推進活動の進捗状況等の検証を行い、その際、戸別訪問を行っていない加入対象者がいないか確認、把握し、その対

応等についても協議しましょう。

加入推進対策会議における検証や協議の内容について、農業委員会総会やJA役員会等で報告し、各組織の幹部を含めて情報共有を図り、若い農業者及び女性農業者等の加入推進の強化に向け、必要な対応を図ります。



## 9) 加入推進活動の展開

### ①各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、普及指導の会合、農業大学校関係者の会合、説明会、授業等、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努めましょう。

JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行います。

### ②広報PR活動の展開

各種会合・研修会等でのチラシ・パンフレットの配布のほか、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載、JA窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開しましょう。

### ③加入推進強化月間及びその他の時期の取組

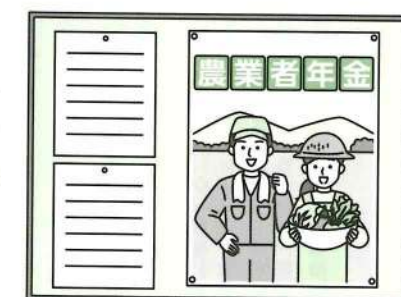
加入推進強化月間については、期限が11月15日となっている保険料前納納付申出の機会に社会保険料控除を活用したい農業者に対しても、農業者年金のメリットが十分伝わるよう、10月から11月の期間を含む期間に設定することを推奨します。

### ④戸別訪問の実施

加入推進班等は、戸別訪問先等に対して、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して、丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーションを活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場に配慮して対応しましょう。

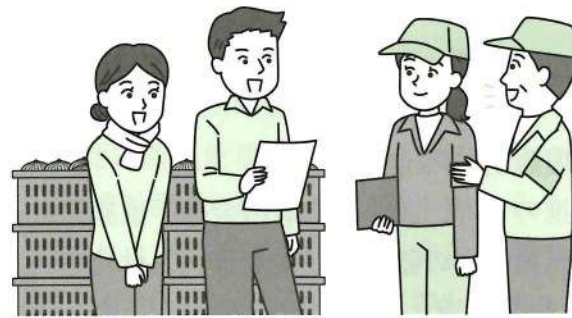
戸別訪問のメンバーについては、戸別訪問先の家族構成や経営状況を踏まえて、訪問先となじみの深い加入推進を担う者等関係者を同行します。また、訪問先に対する専門的観点からのアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める等、柔軟かつ効果的な対応をお願いします。

後継者や配偶者等が加入対象者である場合は、親等の経営主の同席を求める等、加入対象者に



強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつわかりやすい説明に努め、特に、若い農業者に対しては、政策支援（国庫補助）のほか、令和4年1月より、若い農業者における下限保険料が引き下げられる等の制度改正が行われたことを説明しましょう。

一方、加入対象者が経営主の場合は、その配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者の存在を確認の上、併せて、チラシ・パンフレット等のPR資材を配布・説明する等、経営主等をきっかけとした加入対象者の拡大に努めます。



10) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を、記録簿（様式例4）に整理します。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者に加入の意思がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行いましょう。



(様式例3) 加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはJAコード			市町村名 またはJA名			00-000			住所			地区名			生年月日			令和7年4月1日 時点の年齢			20歳～ 39歳			就農準備 資金・ 経営開始 資金 受給 の有無			認定 農業者・ 新規 就農者			青色 申告者			家族 経営 協定 の有無			加入推進状況 等		
整理 番号	世帯 整理 番号	氏 名	性別 1:男 2:女 ※自由 記載	経営主と 続柄	住所	地区名	生年月日	令和7年4月1日 時点の年齢	20歳～ 39歳	就農準備 資金・ 経営開始 資金 受給 の有無	認定 農業者・ 新規 就農者	青色 申告者	家族 経営 協定 の有無	加入推進状況 等																								
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和44年5月18日	55					○	○	戸別訪問（令和6年12月、令和5年12月）																							
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和45年6月19日	54					○	○	説明せず																							
0003	001	農年 小太郎		後継者			平成6年4月1日	31	○				○	○	説明せず																							
0004	002	四谷 一郎	1	経営主			昭和51年4月1日	49					○	○	(これまでの推進状況が不明なため未記入)																							
0005	002	四谷 花子	2	後・配偶者			昭和55年5月1日	44							(これまでの推進状況が不明なため未記入)																							
0006	002	四谷 太郎	1	父			昭和29年5月2日	70							経営移譲年金受給者																							
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			平成2年7月1日	34	○	○			○	○	加入者																							
0008	003	〇〇 ななみ		経・配偶者			平成3年8月2日	33	○	○			○	○	令和5年就農、戸別訪問未実施																							
0009																																						
0010																																						
0011																																						
0012																																						
0013																																						
0014																																						
0015																																						
0016																																						
0017																																						
0018																																						
0019																																						
0020																																						
0021																																						
0022																																						
0023																																						
0024																																						
0025																																						

注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。  
2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覧との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。  
3 表頭の項目欄には、例示以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理（例：世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料（通常加入か政策支援か）」の欄を設けて情報整理する等）  
4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを目指す。加入推進に必要な範囲で、順次情報を入力していく。  
5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性も出てくるので、加入推進に必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。  
6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家で一度も戸別訪問等を行ったことがない人か否かが特定できるよう推進状況を記入するなど、戸別訪問を行った後に作成・記入する加入推進記録簿（様式例4）の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。  
7 「旧農業次世代人材投資資金」についても、「就農準備資金・経営開始資金受給の有無」欄に「○」と記載する。